

平成19年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第4号)

平成19年9月10日(月曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(24名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
24番	神 子 功	26番	林 一 哉

欠席議員(1名)

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	小 田 雄 治	飯岡荘支配人	野 口 國 男
病院經理課長	鈴 木 清 武	病 院 再 整 備 室 長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（嶋田茂樹） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

○11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

先日の台風9号は、観測史上4番目という強力な台風でしたが、幸い被害は最小限に済みました。平成19年旭市議会第3回定例会において、災害対策、地震対策、旧海上中の跡地利用の3項目について質問いたします。

議会冒頭、議長から、議員の質問は簡潔にということでございますので、質問は簡潔に行いますが、執行の皆様には、親切丁寧な前向きな答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず、最初に災害対策について。

台風4号の被害状況、その原因と対策について、復旧の見通しについて、以上3点についてお答え願います。

次に、地震対策について伺います。

台風は何日も前から予知できますが、地震はいつ来るかわかりません。しかし、最近は一

急地震速報という言葉をつたつたにしますが、これはどのようなものなのか、また、市としてどのように対応するのか伺います。

次に、公共施設の耐震補強対策について、同じく一般住宅に対する対策、４点目として、災害時の支援協定はどのようなになっているのか、被害住宅に対する支援策について、以上５点について伺います。

質問の最後は、旧海上中学校の跡地利用についてです。

危険校舎解体後は売却も考慮に入れて検討中ですが、特急列車停車駅、ＪＲ飯岡駅から４００メートルの好立地条件にある約３万平方メートルのまとまった土地です。これから求めようと思っても求められない旭市の大事な財産です。簡単に結論は出ないと思いますが、急いで結論を出す必要はないかと思います。その間は、あいているグラウンド等は体育館同様、市民に開放して利用していただければと思います。

先日は市の防災訓練会場として使いましたので、それまで伸び放題だった雑草もきれいに刈り取られていましたが、自分たちが学んだり遊んだりした母校が草だらけになっていくのを見るのは大変寂しい気がいたします。最近、児童数の減少によって小学校の統廃合が検討されておりますが、一部の年配者からは反対の声が出るようですが、これはやはり同じような理由なのではないでしょうか。

ここでひとつ誤解しないでいただきたいのは、あくまでもこのまま残せなどと、こういうことを言っているわけではありません。売却であるとか、利用が決まるまでの間は使わせていただきたいということです、よろしくお願いをいたします。

以上で私の第１回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私から災害対策についてのうち、台風４号の被害状況について、それと地震対策についてのうち、緊急地震速報について、それと災害時の支援協定についてお答えいたします。

まず、台風４号の被害状況でございますけれども、道路冠水が１４か所、地区別に申し上げますと、旭地区が８か所、海上地区が１か所、飯岡地区が４か所、干潟地区が１か所ございました。それから、道路の路肩崩壊が２８か所、旭地区が１か所、海上地区が６か所、飯岡地区が８か所、干潟地区が１３か所ございました。それから、傾斜地ののり面の崩壊、これが４か所ございまして、すべて海上地区でございます。そのほか土砂の流出、街路灯の破損

等が合計で55か所ありまして、旭地区が18か所、海上地区が11か所、飯岡地区が9か所、干潟地区17か所でした。

それと、農業関係でございますけれども、畑等の冠水やビニールハウスに一部被害などがありました。トウモロコシ、葉たばこ等に被害が出まして、合計で1,360万円の被害となっております。

続いて、緊急地震速報についてお答えいたします。

緊急地震速報は、地震のP波と呼ばれる小さな縦揺れとS波と呼ばれる大きな横揺れの伝播速度の差、P波が毎秒約7キロメートル、S波が毎秒約4キロメートルの差によりまして、大きな揺れが来る前、これは20秒から30秒前というふうに聞いておりますけれども、その地震の到達時刻や地震等の情報を提供するものでございます。10月1日から気象庁がNHKのテレビやラジオで放送するということでございますが、一部の民放でも実施されるというふうに聞いております。

それに伴いまして、10月1日からは消防庁の全国瞬時警報システムも開始され、市町村段階でも、それを使った防災行政無線による放送ができることになるわけでございますけれども、旭市では、現在の旧1市3町別々のシステムでは対応できません。平成20年度から3年間で防災行政無線の整備を計画しておりまして、その中で対応できるように進めていく予定となっております。

なお、震度4以上の地震が発生した場合には、消防本部から防災行政無線でお知らせしておりますけれども、これは事後のお知らせということになります。

3つ目に、災害時の支援協定についてお答えいたします。

まず、災害時の支援協定といたしましては、市町村間相互の応援というものがございます。まず、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定がございまして、これは県内のすべての市町村が参加しておりますが、これに基づいて応援を要請することになります。

それから、他県の市町村について応援を要請する場合には、県を通じて応援を要請することになっております。ただ、茅野市とは姉妹都市という関係上、災害時における姉妹都市間の相互応援に関する協定というものを別途締結しております。

それから、消防機関の応援といたしまして、千葉県広域消防総合応援協定というものがありまして、これに対しまして、必要な場合には応援要請を行うことができるということでございます。これは県に行うもので、千葉県広域消防応援隊というものが応援に来てくれるこ

とになっております。

それから、水道事業体の相互応援というものもございまして、これは千葉県水道災害相互応援協定というものがございまして、これに基づいて応援要請を行うことができます。

それと、民間団体等の協定等の締結状況でございますけれども、例えば旭市医師会、旭市歯科医師会、郵便局、簡易保険保養センター、千葉県トラック協会海匝支部、東京電力、千葉県LPガス協会海匝支部、イオン株式会社ジャスコ旭店などと相互応援協定、応援していただくというような協定を結んでおります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、台風4号被害の建設課としてのお答えを申し上げます。原因、今後の対策、復旧の見通し、この3点についてお答えいたします。

原因はと申しますと、これは台風4号の雨量がまず原因だと思います。過去には300ミリだとか400ミリだとかという雨量の台風がありました。でも、今回の台風4号というのは、本当に短時間の雨量であったということで、トータル雨量としましては225ミリというような雨量だったんですけれども、短時間、7月15日午前2時から4時まで、2時間で98.5ミリもの雨量があった。これがまさに大きな原因だったと思います。その大水が集中して低いところに流れ込んだというのが原因だと思います。

建設課、特に道路の崩壊等でありますけれども、今後の対応につきましては、まず、速やかな復旧、工事は確実な工事、さらに災害に強い地区の情報の蓄積、例えば雨量に応じた危険箇所の把握などですけれども、そして、日ごろのパトロールが何よりではないかなと思います。

それから、復旧の見通しですけれども、特殊な事情のある現場を除いては、もう既に道路等の通行に支障のないように、すべて手だてをしております。ただ、工事としましては今月中に終える予定でございます。

具体的に地区別に、先ほど総務課長が言った道路崩壊等28か所を述べたいと思います。

きょう現在ですけれども、補修済みは20か所、それで、今現在工事中が7か所、特殊事情と先ほど申しましたけれども、今、地権者と交渉しているというのが1か所ございます。そういう状況でございます。

それともう1点、地震対策につきまして被害住宅に対する対策はということがございました。これは、木内議員面談のときに、たしか民地内でがけが崩れたケースのようなことの答

弁をしてくれよなということでありましたので、その辺に的を絞りましてお答えさせていただきたいと思います。

住まいに民地のがけが崩れてきたというようなケースでございます。現在の制度では、市としては支援策がありません。近隣自治体もいろいろ調べてみました。やはり同じような状況でございました。ただ、今ある支援策につきましては、1つは、がけ地の近くに住まいがあった場合には移転事業という制度があります。補助金を使ってもらって移転する。ただ、この補助制度は昭和47年以前の住宅でなければなりません。それから、1つは災害見舞金制度もあるんですけれども、これも住家の全壊や半壊だとか大きな災害の制度でございます。それから、県が指定した急傾斜地崩壊危険区域内であれば、また一定条件下の工事も行えると、こういった手だてもあります。

いずれにしても、民地内のがけが崩れたというようなケースについては、今、市としては支援策はないということでございますけれども、今後とも近隣市町村とかと情報交換しながら検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業関係につきまして、災害の原因と今後の対策、あるいは復旧の見通し等につきましてお答えをさせていただきます。

作物の関係等につきましては、特に今回は葉たばこ、これの被害が結構ありました。これにつきましては共済制度等の中で、たばこ耕作組合で現在対応をお願いしているところでございます。

それと、あと農地関係あるいは農業関係の水路、農道、そういうところにも大きな被害があったところ、あるいは小さな箇所いろいろありました。大きな箇所等につきましては、国の補助事業等を活用させていただきまして、復旧すべく現在進めております。具体的には埧地先につきまして、国の補助金等を使って現在行おうというようなことで、9月補正にも実はお願いをしてあるところでございます。

さらに、小さなところにつきましては、原則やはり農業者の方々が一部には、例えばよく管理されていないところ、あるいは逆によく管理し過ぎて、というのは表現が難しいんですけれども、除草剤を近年農家の方は多く使われまして、根まで枯らすという部分がございます。結構そこから、本来流れるべきところから流れないで、そういうところから、弱いところから流れてしまう、そういう箇所もあったのかに見えます。ただ、そういうところにつき

ましては、小さな災害等につきましては現在担当します改良区さん等とも連携をしながら、対応を図っていただくような形で現在進めております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、大きい2番の地震対策についてのうちの（2）今後の補強対策ということでございますけれども、現状を含めて申し上げさせていただきますと、公共施設の地震対策につきましては、建築基準法の耐震基準に関する改正に伴いまして、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されました建物について耐震診断の実施、それから、その結果に基づいて耐震補強工事を行ってきているところでございます。

小学校施設につきましては、大規模改造工事と併せた補強工事を平成18年度から、小学校7校、中学校2校で実施いたしました。さらに改築が必要となった第二中学校の屋内運動場につきましては、平成18年度、19年度でこの改築を実施いたしております。

また、平成19年度からは第二中学校の校舎の改築工事と国民宿舎の施設、この補強工事を施設改善事業と併せて実施を予定いたしております。

今後ということでございますけれども、今後は公立保育所の耐震診断を今年度中に実施いたしまして、この診断結果に基づきまして、耐震補強工事の検討をしてみたいということと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 地震対策の中の一般住宅に対する対策でございますけれども、確かに老朽化しました木造住宅というのは、大規模地震によりまして倒壊の危険性が非常に高いんです。この住宅の倒壊によりまして人命を失うということがたびたびございます。この住宅の耐震化を早期に図る必要があると考えております。

地震に強いまちづくり、安心・安全なまちづくりに資するために、今年の7月1日から、新たに木造住宅の耐震診断補助制度を実施してございます。住宅の耐震化の促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、私の方からは旧海上中の跡地利用についてお答え申し上げます。

旧海上中の跡地利用につきましては、昨年度から、残す建物を含めて関係する各課と検討をしております。建物についてでございますが、体育館は社会体育振興のため海上体育館として、特別教室棟、これは多目的教室でございますけれども、これにつきましては当面体育館附帯の会議室として使用することといたしました。これにつきましては、本年第1回定例市議会で議決をいただいたところでございます。

土地の利用については売却も考慮に入れながら、市の活性化に資するよう今後も検討していくことという段階で、決定にはまだ至っておりません。

当面の利用でございますけれども、土地利用方針の決定までは、解体工事中を除いて使用の要望がある団体間で調整していただき、使用してもらうことといたします。

なお、旧海上中学校の校舎につきましては、体育館と特別教室棟を残して、今年中に取り壊しいたします。現在、解体工事設計ができましたので、工事の入札の準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

まず最初に、被害状況の件ですが、やはりこれを見ますと、おのずから今後の対策が考えられることと思います。道路冠水が、旭地区が8か所、旧3町が6か所、これはやはり地形上、こういう問題になろうかと思えます。問題なのは、道路の路肩崩壊です。28か所中27か所が飯岡、海上、干潟の3町で発生をしております。また、民地ののり面崩壊は、すべて海上地区、台地の被害が予想以上に多かったということが改めて分かりました。これからは、これを含めて対策を講じていかないと、同じような被害が毎回発生いたします。

そこで、その原因と対策ですが、原因は、ただいま建設課長がお答えになってくださいましたように、短期間の雨量ということですが、やはりこれに尽きると思えます。冒頭申し上げましたように、史上4番目という先ほどの台風9号、被害が本当になかったのは、やはり雨が少なかったからであります。まして、これから台地を抱える新旭市にとって、その対策が一番だということでございましょう。

2時間のうちに98.5ミリという大雨が降ったということでございますが、実際のところは、台地辺りは施設園芸が盛んです。ビニール施設やハウス等ありますので、降った雨は一時期に集中します。道路が排水路がわりになって大量の水が流れます。ですから、実際のところは時間あたりにしたら200ミリ、300ミリという雨量になっているはずであります。現実のと

ころ、水路などもふだんは10センチメートルしか水がたまっていない農業用水路ですが、大雨のときには、これが10倍以上の水かさに瞬時にふえるんです。

ですから、こういったことが今回のがけの崩壊を招いたということですから、その辺、当然把握していると思いますが、どの程度危険を把握しているのか、まだこのほかにもあると思うんです。そこをちょっと分かったらお答え願います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） どの程度把握しているかということなんですけれども、今、市内に危険箇所というものが20数か所あります。ただ今回のようなケース、松ヶ谷にしても見広にしても、住まいの裏のがけが崩れた。いずれも危険地域には指定されておりません。ただ、今回のようなケースを把握しているかという、残念ながら把握しておりません。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ですから今回の場合は、その1か所の場合は、排水路がわりになっている道路の水が民家に流れ込んで、そして、その民家の水がなおかつ下の民家の家に流れ込んだと。早く言えば人災というか、初日に伊藤保議員が排水路のU字溝ですか、側溝の質問をいたしました、側溝のないところは水の行き場がないわけですから、排水がわりの道路の水が民家の家へ入り込んできてしまうんです。ですからその水が、先ほども言いましたように、時間当たりになると200ミリ、300ミリの雨量に匹敵するわけなんです。これは、やはり行政で何とかしていただかないと、またこの後も同じような雨量があると、必ず同じような場合にできてきてしまいます。

1つの例を挙げますと、松ヶ谷で発生した土砂崩れの場合は、道路の水が道路より一段低い民家の家に行きました。その民家の水が、またもう一段低い民家の家に流れたわけです。それではたまりません、幾ら補強したって滝のような水があふれてくるわけですから崩れてしまいます。ですから、そのときには消防団が出動して、土のうを積んだら水が来なくなったということですが、ところが、自分の家が道路に面している家なら、自分の家に土のうを積んで来ないようにできるでしょうが、その上に家が1軒あるわけなんです。人の家の入り口に土のうを積んでしまうわけにもいかないので、こういう対応は、やはり側溝をつけていただけたらとか、あるいは道路の隅を少し、10センチメートルでもいいですから、なだらかな斜面をつけていただいて、道路の水が民家に来ないようにしていただかないと、こういう災害はまた必ず起きます。ですから、こういった箇所が結構あると思うんです。

旧旭地区の場合には、地形的にそういったところは余りないと思います。先ほども言いましたように、27か所が飯岡、海上、干潟で起きているわけですから、今後の対策ということで、それでお聞きをしました。ぜひその点をご検討願えないでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 木内議員からは、行政の方で何とかしてほしいということでございます。とにかく検討をさせていただきます。

ただ、現場をよく見ますと、道路そのものは勾配は民地の方にいていないはずなんです、側溝の方に。今、道路があって、民地があって民地があってという話をされました。道路は民地側に勾配はつけていないはずなんです。でも、低い方に水は行きますから、ある程度水かさが上がったら行きますので、かなり難しいと思いますけれども、とにかくいろいろ検討してみたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 行っていないはずと言っても、現実に行っているわけですので、今言ったように、大雨が降ると考えられないぐらいの水量になるんです。ふだんは10センチメートルの水路が、だって道路なんていうのは、何でもないとに見たってわからないですよ、雨が降ったときに見ないと。雨が降らないときは水一滴も流れていないですから。台風の時とか現場になると、それが川のようになっているわけですから、例えばそこがなくても、その先がちょっと詰まっていれば全部1か所に来てしまいますから、そういった被害がまた今後出ますので、そのたびごとに補正を組んで、貴重な税金を投入するということは、やはり大変なことなので、ちょっと見れば、それは防げるので、よろしくをお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。復旧の見通しについてでございますが、先ほど農水産課長が、大規模な災害は国が何かのあれで直してくれるということですが、これは具体的にはどの辺の位置なんですか。塙と聞きましたが、ちょっと教えてください。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 先ほども申しましたが、大規模な災害というようなことで、今回塙地先、これは塙地区のちょうど銚子市と本当に近いところでございます。台地の上の方で、先ほど木内議員から言われましたように、畑からいろいろ相当の雨量が出てきまして、道路

を通過して下の方へ行く。それが一部崩れたというようなことで、これは大きな災害ですので、国の支援をいただきまして、今回直そうというところでございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） どの程度の大きな災害か分かりませんが、大きな災害だと国の支援で直していただけて、至少くは自分で直せということなのかも知れませんが、それはそれで、やむを得ないのかと思いますが、それとあと復旧の方ですが、先ほど建設課長のお答えでは、もう大分復旧が進んだようでございますが、実はやっただいてはよく分かります。それで何かの対応でも、本当に建設課の方々、すぐ、即日来ていただいて、迅速な対応をいただけることに本当に感謝しておりますが、あとは、一たん来て、もう現実に終わったからいいんですが、大体いつごろになりますよとか、そのくらいのことはちょっと教えていただきたいんです。

地元から出ている議員として、地元で議員がいるのに、いつまであのままにしておくんだよと、通行止めにしておくんだよと、いつごろになるんだと言われても、やはりそれは予算の都合がありますとかと言いますけれども、この間のように、台風9号の前にはやはり無事に直っていました。ということは、もう1週間くらい前に分かるでしょうから、そういうものを教えてもらえれば、地区の方々にもう1週間くらいで工事に入りますからと言えるんです。聞けば、地元の人は納得しますので、復旧の方は、やっていただくのは結構ですが、その前に、いつごろかというのがもし分かれば教えていただきたいなど。お願いします。ご答弁はいりません。

次に、地震対策について伺いますが、緊急地震速報を見ますと、やはり地震がある程度来る前に分かって、非常に対応ができてよかったというのをマスコミのニュースとかでよく見ます。工事現場などで、大型クレーンを使っていた人の場合、間もなく地震が来ますというので、急いでみんなを避難させて事故に遭わなかったと、これは非常にいいことだなと思います。ですから、私は、これ10月1日からできるということで、それができれば、早速旭市の方も防災無線で「地震が来ます地震が来ます」と、こういうのが流れると思っていたんですが、やはりできないというのは、先ほど総務課長がお答えになったように、そのシステムでできないんでしょうか。そうであれば、何とか教えていただければいいなと思うんですが、何か方法はありませんか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（高埜英俊）** 緊急地震速報についてでございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、今のシステムではちょっとつながらないということございまして、あとは、当面はNHK等の放送に頼るしかないわけでございますけれども、放送の場合には、スイッチが入っていないと見たり聞いたりすることができないわけございまして、聞くところによりますと、今、携帯電話の会社でも検討をされているようでございます。まだ詳しいことは分かりませんが、私としましては、そちらで早くやっていただければ、皆さん携帯電話を持っている方は多いですから、非常にいいのかなというふうに考えております。

それから、やはり一番いいのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、市の防災行政無線で流せるようになるのが一番いいと考えておりますが、私の方としては、緊急地震速報に限らずに、旧1市3町のシステムが今ばらばらで運用、実際は統一した運用をしていますけれども、放送自体はばらばらでやっておりますので、それ自体もできるだけ早い時期に統合したいという思いがありまして、まちづくり交付金の財源を使ってやるわけなんですけど、できるだけ早くということで、今回の補正で実施計画をお願いしている、そういうようなわけでございます。

以上です。

○**議長（嶋田茂樹）** 木内欽市議員。

○**11番（木内欽市）** 今、総務課長がお答えになりましたように、個別の受信機、これが10万円を切った値段で販売をされているようでございます。ですから、こういうのを例えば市役所で1台とか消防署で1台とか、あるいは小学校などで1台とあれば、もう直接受信できるわけです。「地震が来ます地震が来ます」と。そうすると、それなりの対応ができると思いますが、市として、そんなお考えはどうですか。

○**議長（嶋田茂樹）** 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（高埜英俊）** 市民全体ということを考えますと、やはり防災行政無線ということの整備が急がれるわけでございますけれども、その前に、例えば公共施設等で対応することであれば、検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○**議長（嶋田茂樹）** 木内欽市議員。

○**11番（木内欽市）** ぜひそのように進めていただければいいかなと思います。

次に、公共施設の耐震補強対策ですが、小学校が済んで、これから保育所とかに入るとい

うことですが、たしか初日か何かの答弁で、旭の中央病院もというような話を聞いたような気がするんですが、そういう予定はありますか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 病院の耐震につきまして、耐震のみの工事の予定はございません。再整備事業に全部入っております。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 私の何か聞き違いか何かで、では病院は耐震のそれはやらないということに理解をいたします。

それと、次は一般住宅に対する対策ですが、先ほど課長の方から耐震診断補助制度というお話を聞きましたが、これはどんな制度でしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 今年の7月1日から始めた制度でございまして、まずは適用になる木造住宅でございまして、これは昭和56年5月以前に建築された木造住宅、店舗併用でも床面積が2分の1以内であれば、これも該当になります。この住宅に対しまして補助をするものでございまして、最高限度額が1棟当たり4万円です。大体耐震診断というのは、平均的な住宅、100平米ですと8万円ぐらいです。ですから、その半分为補助になるということにございまして、これは国の補助を受けまして、国から50%、県から25%、市の持ち出しが25%ということにございまして、今年20棟ほど予定しております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 耐震診断による補助金ということにございまして、千葉県下で一番最初に小・中学校の耐震診断を済ませて、ほとんど補強も終わっているという、一番進んでいるこの旭市、公共施設の耐震補強が済んだら、次は一般住宅というのが、これ順序だと思うんです。それで耐震に対する補助金がないということは、ちょっと遅れているのではないかなと、こう感じます。実際のところは、全国で1,000ある自治体のうちに耐震補強で補助金を出している自治体は50くらいだそうですから、本当に少ないんですが、旭市の場合は、先ほど言いましたように、千葉県下でいち早く全部耐震補強を済ませて自慢できているんです。次は一般住宅ということをご検討いただきたいと思います。

といいますのは、阪神・淡路大震災で6千数百人、中越地震でも多数の死者が出ていますが、ほとんどが建物の倒壊による圧死なんです。建物によってつぶされているんです。この間の柏崎の地震も、ほとんどが圧死です。何でこれお年寄りかなと思ったら、若い人たちは皆職場に出ちゃっていたから何でもなかったというんです。ですから、家にいた人がつぶされて亡くなってしまうというんですよ。

話は前後しますけれども、よく備蓄倉庫とか食料とか言いますが、食料や水がなくて死んだ人は1人もいないんです。備蓄も大事でしょうけれども、それよりも一般住宅に対する補強の対策の方が大事だと思います。ぜひこれは県下に先駆けて、当然やるようになると思いますので、そういうお考えはないかどうか、ひとつお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） これは政策的な問題だろうと思いますので、前向きに検討をしてみたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 前向きなご回答どうもありがとうございます。実際にやはり私も地震の研修の資料をいただきましたが、プレート型の地震というんですか、これは十勝沖地震だとかスマトラ沖の地震だとか、物すごい大規模な地震だそうです。この地区はあと100年くらいは大丈夫だろうと言われておりますが、やはり問題なのは直下型の地震です。いただいた資料を見ますと、やはり千葉県の北東部あたりを震源とする地震が想定されております。これはいつ来てもおかしくない地震だそうです。この直下型は規模は小さいですけれども、震源の浅い位置で起きます。10キロから20キロで起きますので、起きた場合には物すごい被害が局地的に生じる。ですから、先ほど言いました阪神・淡路大震災だとか中越地震は全部このタイプでございます。ですからこの地区は、この千葉県北東部を震源とする直下型の地震がいつ来てもおかしくないということです。この対応はぜひ早目にお願いをしたいと思います。

それで、亡くなられた方の中にはタンスが倒れてきて、そこに寝ていた人の頭に当たって亡くなったと、こういう被害もあるんです。ですから、直下型というのは物すごい力で来るそうですから、テレビなどは、よく病院とか学校とかにありますね、上で見るテレビ。あのテレビは部屋の端から端までぶっ飛ぶというんです。何でかなと思ったら当然そうですね、がくんと下がったのが跳ね上がって、ぼんとすごい力で押されますから、テレビがぶっ飛ん

じゃうんです。それを聞いてから、私は中央病院とか学校に行ったら、たしかバンドで固定してあります。これは非常にいいことだと思いますので、バンドが劣化していないか、これも見ていただければと思います。

それと、先日防災訓練がありました。ああいうときに参加してくれた参加者に簡単な防災グッズなどを配れば、転倒を防げていいかなと、今安く売っているようですから、来た方にそんなものを配ってもらってはなど、こんなふうにも考えておりますが、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 確かに議員ご指摘のように、地震がまいりますと、例えばテレビとか家具とかが吹っ飛んだというのは私どもも聞いております。私も自宅のテレビはワイヤーで固定してあるわけでございますけれども、そういうような部分についても、これからは市民に対してPR、これは各家庭でやっていただくしかないわけでございますから、そこら辺のPRについては、十分努めてまいりたいと思います。

それから、あの方の防災訓練時のPRグッズでございますけれども、防災訓練自体が実際に目の前で訓練を見ていただいて、それからボーイスカウトと自衛隊が炊いてくれたおむすびを食べて、備蓄品の水を飲んでいただいたりパンを食べていただいたり、現場で体験するというのが主な趣旨でございますけれども、そういうような機会をとらえて、何かいい方法があれば考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 前向きな答弁ありがとうございます。

では、次に災害時の支援協定のことですが、ただいまのお答え、医師会であるとか歯科医師会だとか、いろいろなところと協定を結んでいるようでございます。これはやはり他市と比べて本市が非常に進んでいるなど、こんなに多くの団体と結んでいるというのは今初めて知りました。いざ災害が起きた場合、こういう団体からはどのような援助を受けられるのか。団体が多いですから、簡単に結構ですのでちょっと教えてください。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 先ほど何点か相互応援協定についてはご答弁いたしました。例えば

県下で一様に協定しているものは除きまして、旭市の場合には姉妹都市というのがございまして、茅野市と協定を結んでおります。その内容についてちょっとご紹介したいと思います。

まず、食料とか飲料水、生活必需物資の供給、それから被害者の救出、医療防疫関係、それから援護、それから救助活動に必要な車両とか資材の提供、それから消火、救援、医療等の応急復旧活動に必要な職員の派遣等々というふうになっております。

この協定の中で、特に自主応援というのがございまして、お互いに応援の要請がなくても助けた方がいいという判断があれば、お互いにその応援を行うことができると。これは姉妹都市だからでしょうけれども、そういう規定もございます。

それともう1点、民間でございすけれども、イオンのジャスコ店との協定を結んでおりますが、これについては物資の供給でございます。飲料品、食料品、日常生活品などの提供を受けることができるようになっております。実はこの間の台風9号の時には、ジャスコ旭店の方から問い合わせをいただいております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） イオンとかの提供ということは、これは無料なんですか。

それとあと、医師会とか歯科医師会はやはり災害のときには、これは無料でやっていただけるんですか。

それとあと、先般新聞で見たら、どこかでLPガスと、それはガスとかガスコンロを無料で提供してくれるような、ちょっとそんなのを見たんですが、そういったことをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 例えばイオンとの協定の中では、費用は市が負担するということになっております。それから、ほかの協定も調べてございせんが、基本的にはそうだろうと思いますが、実際問題として請求されるかどうかは、ちょっと分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 分かりました。では、ほかのところはまた調べておいていただいて、ご連絡でもいただければと思います。

それでは、最後に海上中学校の跡地のことについてお尋ねをいたします。

やはり市の活性化のために利用方法を考えているということでございましょうけれども、

やはり十分考えていただいて、あわてて処分する必要は、皆さんもそうでしょうけれども、考えはないと思いますが、そこのところをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

平成の第2ステージで示されました合併の地域、その間で合併しますと、ちょうどこの辺から海上のあの辺が銚子市、匝瑳市、東庄町を入れた場合、一番の中心地になるはずでありますので、中心地で、しかも駅から400メートルの距離、けさはかりましたら、中央病院まで直線にしますと2キロメートルなんです。これだけの好立地条件のところをやはり十分検討していただいて、今後の運用を考えていただきたいなと、こう考えております。

朝、旧海上中のところからこの市役所に来るまでいろいろ考えていたんですが、中央病院の建てかえも進んでいるし、この間のお答えでは、もしも足らなくなったらまた建て増しということもありましたが、今のところがどうしても手狭になったら、場合によっては中央病院の1つの科ぐらひはあそこへ持っていった方がいいのではないかなと、こんなふうに分で考えながら来たんす。それからあと、団塊の世代が一斉にこれから高齢化に入りますので、どこの老人施設もいっぱいす。100人待ち、200人待ちとやっているの、例えばそういった施設でも、市営でもつくってもいいのかなと、いろいろなことを自分なりに考えながら来たんす。くどいようすが、その跡地利用については十分そういうことをお考えいただいて検討をしていただきたいと、こう思います。これは来ながら考えたことすから、別にご答弁は結構す。

それとあと、当然それまでの間は、先ほど課長から団体で使ってもらおうということす、これは大いに結構だと思ひます。その団体に管理を任せて、草刈りでも何でも自主的にやらせて、そのかわりけがをしたりした場合には、その団体持ちすよと、市は責任負いませんよということであれば、大いにこれ皆さんに開放して使っていただいた方がいいと思ひます。草だらけになってしまつて荒れ放題になっているのを見ているよりも、子どもたちが元気だとか、あるいはお年寄りがゲートボール、グラウンドゴルフをやっているのを見た方がよほどいいすから。

それとあと、これはお願ひす、少年野球などであそこを使わせていただけるという場合には、けさも見てきたんすが、まだバックネットとか何か、本当にまだまっさらなまなんす。ぜひバックネットは、壊すのはいつでもできるんすから、今回、解体工事に入っているかどうかわかりませんが、ぜひバックネットと部室すか、部室もいろいろな道具を置いたり十分できます。あれを壊すのだって簡単すから、本体工事と一緒に建物だったら、そこだけ残せというのは無理でしょうけれども、ぜひバックネットと部室ぐらひはよく

ご検討をいただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。どうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 解体につきましては、校舎だとかプールだとか、今のお話のようにバックネット等も入れようかという考えでおりますけれども、せっかくのご要望でございますので、その辺も十分検討をさせていただくということでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 大変ありがたいお答えをいただきありがとうございました。

もう質問はございません。ありがとうございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でございますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 4分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐久間 茂 樹

○議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（12番 佐久間茂樹 登壇）

○12番（佐久間茂樹） 12番、佐久間茂樹。平成19年旭市議会第3回定例会の一般質問を行います。

質問の前に、これまでの経緯について少し述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1市3町が合併して、早いもので2年が過ぎました。合併した当初は組織の再編、例規集

の作成等で、市長はじめ、職員の皆様には見た目でも大変そうでした。同時に、合併特例債の適用されるこの10年間の基本計画の作成という仕事があったわけでございます。予算の裏づけを持った政策を短期間で作成するわけですから、本当に大変だったろうと思います。

私は、かつて旧飯岡町の議会で、学校の耐震補強工事について一般質問を行ったことがございます。子どもたちの身の安全を守ることが急務だろうと考えたからでございます。その結果はみじめなものでした。当時の執行部は、まるではなからやる気がありませんでした。ていのいい答弁でしたが、結局のところお金がなかったからできなかったわけでございます。このことは、今ここにいる事務局長初め、当時の飯岡議会に参加した方はご存じだと思います。

ともかくその経験から、国や県もかなり無責任だ、児童・生徒の身の安全を守れと言っておきながら予算措置もとらないでと思うようになりました。新旭市には20校の学校がございます。すべて耐震補強をやったら数10億円から100億円前後かかるだろう、そして、それが全国規模になったら、とてもできるわけがないと本当にそう思っておりました。去年の今ごろだったかと思いますが、委員会か協議会でこの耐震補強の話になったときに、予算の裏づけを持ったしっかりしたものを出してほしいとお願いしました。ですけれども、その時は腹の中では、どうせできないだろうと思っておりました。ところが、今年の3月の定例会には財政推計とともに基本計画が発表され、学校の耐震工事の一部が即実行されました。正直なところ、えっと思いました。できないだろうと思っていたことが、あっという間に実行されたからでございます。現在では、そのときお願いした飯岡小学校でも工事が行われております。

ともかくも10年間で約180億円の交付税措置額を含む総額2,431億円の事業計画が基本計画として作成されたわけでございます。恐らくこれ以上の予算取りは困難だろうと思われる計画ですから、行政執行部としては、最大限やれるだけやったということになるんだと思います。この間、市長はじめ市職員の皆さん、そして、重田助役はじめ県関係の皆様には大変ご苦勞さまでしたと申し上げたいと思います。改めて最大限の敬意を表し、感謝申し上げます。そして、4月30日には前議長、鈴木正道氏が亡くなりました。最後の最後まで政治活動への情熱を失っていなかったことに改めて驚かされます。ここに改めて追悼の意を表し、お悔やみ申し上げます。

さて、バブル崩壊の後、金融機構の再生が行われてから、デフレ不況も底を打った感がございます。この間に勝ち組と負け組が明確化し、資本が集積、中小企業、小売店はどんどん

減り、個人経営者はこれからますます苦境に立たされ、どこか大きな会社の社員になるか失職するかの道を選択せざるを得ない状況になっているものと思われます。農業についても、今の10倍の事業規模でなければ、これからやっていけなくなるだろうと言われております。そして、小規模農家は転職を迫られております。いわゆる格差社会が始まり、団塊世代の定年、年金問題等、一般市民にとりましては、必ずしも明るい展望だけではないように思います。合併すなわち自治体の再編、金融機関の再編、農業の再編、企業の再編、病院の再編など、いずれも経営規模が1けた以上も大きくなる再編の時代なのかなとも思えます。

いずれにいたしましても、新旭市では新しい基本計画に即して、これを市民にとって、よりよい形で実現し実行していかなければならないのだらうと思います。そういった観点から、一般質問をさせていただきたいと思います。

最初に、市の財政力の推移についてお伺いいたします。

統計あさひによりますと、旭市の農業産出額は412億円で、市町村別に見ますと全国第7位、千葉県内では第1位ということになっております。また、魚種別水揚げ量ではカタクチイワシが3万7,801トンで、全国順位で第2位、マイワシの水揚げ量が4,047トンで、全国で第3位となっております。水産加工品生産量は7万2,100トンで、全国第1位となっております。

このことは、よく旭市について語るとき引き合いに出されていることでございますが、その都度私は、それではかなり財政は裕福なのだろうなと思うわけでございます。さぞかし豊かで、財政力指数も大きいのではないのかと思うわけでございますが、実際はそれほどでもございません。なぜなんだろう、農業産出額が千葉県で1番くらいでは市としてひとり立ちできないのか、厳しいものなんだなとつくづく思われるわけでございます。

同じく統計あさひによりますと、平成16年度では財政力指数は旧旭市で0.564、旧海上町で0.398、旧飯岡町で0.362、旧干潟町で0.368となっておりまして、平成17年度の合併後の旭市では0.487となっております。財政力指数の意義についてはいろいろな見解もございまして、私はその市の活力度、元気さを示すものと理解しております。

市長は、よくひとり立ちできる市ということを言われておりますが、市長の言うひとり立ちできる市というのは、恐らく財政力指数が1以上の市ということだと理解しますが、私も全く同感でして、これを目指し、市の活性化が進められたらいいなと思っている一人でございます。

そこで、旭市の平成18年度以降の財政力指数がどのくらいになるのかをお尋ねいたします。

できますならば、農業産出額が千葉県で1番であるという要素がどのくらい含まれているのかということが分かるような形でお答え願えればと思います。

次に、市発注業務の受注状況についてお尋ねします。

財政力を高め、市を活性化するために市長が工業団地に新しい企業を誘致したいと一生懸命東奔西走していることは、多くの人の認めるところだろうと思います。また、多くの議員の皆様方からの要望もございます。私もそれを希望するものの一人でございます。しかしながら、実際には水の問題、アクセス道路の問題等ありまして、まとまりそうでなかなかまとまらないというのが現状なのかなと思います。ほかの市、町でも工業団地をつくっておりますから、立地条件のよいところに持っていかれるのだらうとも思います。私もその一例を見て知っております。大変でしょうが、この面でも引き続きご努力のほどをお願いしたいと思っていますところでございます。

新企業の誘致も大事なことだと思いますが、地元企業、市内業者の育成も、これに負けず劣らず大事なことだと思います。この観点から、市発注業務の受注状況についてお尋ねいたします。

市内業者及び市に支店のある準市内業者、そして市外業者の受注状況はどうなっておりますでしょうか。

3番目に、市内業者の育成についてお尋ねします。

市は、市内業者の育成をどのように考え、どのようにしているのか、そして、これから先どうしようとしているのか、大変難しい問題なのだろうと思いますけれども、お聞かせ願えればと思います。

次に、中央病院についてお尋ねします。

私が中央病院の予算審議に最初に参加したのは、会議録を見ますと、どうやら平成17年10月14日だったようです。まだ2年たっておりません。そのときの印象ですが、50億円近い国債と40億円近い未収入金があり、かつ負債が15億円もない、すごいもうかっている企業だなというものでした。平成18年度の決算書においても、現金、預金が約35億円、未収入金が約40億円、有価証券、多分国債だと思いますが、これが約20億円、流動資産合計が103億8,000万円となっております。これに対しまして、負債合計は19億7,000万円となっております。補助金と交付金で約12億円ありますが、病院事業収益として288億9,000万円を得て、病院事業費用として285億5,000万円を支出している大企業でございます。市の一般会計歳入決算額が258億円、歳出決算額が239億円ということですから、単純に比較することはできないかも

しませんが、市本体を上回る事業規模かと思います。

公営企業の常任委員になってから1年半余りですが、その間いろいろなところで中央病院の優秀さを聞かされております。自治体病院の多くが経営破綻をしている中で、旭中央病院がこのような状態でいられるという一つの大きな要因は人件費にあるものと思われませんが、職員約1,700人と病院関係者のご努力のたまものと敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

先日の島田和雄議員の一般質問にもございましたが、市民の生命の安全性の確保はもとより、その経済効果には相当なものがあろうかと思います。そこで、お尋ねしますけれども、まず、市内業者への発注状況をお聞かせ願いたいと思います。

私は、市の活性化のためには中央病院が市民と一体化していくことが非常に大切だと考えておりまして、そのことによって中央病院が今後また、ますます発展していくものと信じているものの一人でございます。そこで、まず中央病院からの発注状況についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、市内業者の育成についてお尋ねします。

病院ですから治療に専念しているのが当たり前でございまして、市内業者の育成ということまでも考えている余裕はないという話にはなろうかと思えますけれども、もしそうでしたら、ぜひこの際それを考えて、そのお考えをお聞かせ願えればと思います。

続きまして、中央病院の附属看護学校の大学化についてお尋ねします。

先の6月の第2回定例会におきまして、附属看護学校での定員が120人から180人になることが認められることになりました。これによりまして、附属看護学校の学生が来年から20人ずつ増え、3年後には60人増えることになると思います。若い人、とりわけ女性を中心とした学生が60人も増えるということは、市の活性化にとって非常に明るい材料ではなかろうかと思えます。大リーグのイチローのランニングホームランにも匹敵するような大ヒットだろうと、私にはそう思えます。将来この人たちが地元の人と結婚し、そのまま旭市に定着してくれることを切に望むものでございます。

附属看護学校は、現在高校卒業修業年限を3年とする看護師3年課程のようですが、さらに1年を延長しての大学課程を追加できないものかどうかをお伺いします。この課程を増設することによって、さらに先に伸びていこうとする学生の道を開くことができるのではないかと思うからであります。

次に、医療技術専門学校の設立の可能性についてお伺いいたします。

科学及び技術は日進月歩、絶えず進歩しております。とりわけ医療技術はその進歩が速いものと思われます。我が旭中央病院でも、最新の最先端に行く医療技術をいち早く取り入れていると言われておりますが、そういった中で、医療技師の訓練習得をするためには絶好の場所ではないかと思います。医療に集中すべきで、そんなところまで構ってられないと言われるかもしれませんが、医療の分野でもすそ野が大事、これからの若い人たちの層の厚いところは必ず伸びると信じる人も多いはず、ぜひこの学校の設立を考えていただきたいと思います。

前向きな答弁をいただきたいと思います。以上、第1回目の質問を終わります。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、お答え申し上げます。

大きい1番の地元業者の育成についての中の（1）市の財政力の推移についてという中で、2点ほどございました。1点目は、平成18年度の財政力指数はどのくらいかと、それから2番目が、農業関係の所得がどのくらい寄与しているかということだと思えます。

1点目の財政力指数の関係でございますけれども、平成18年度は0.516でございます。それから、もう既にこれは地方交付税が決まると財政力は出ますので、平成19年度も出ております。参考までに申し上げますと、平成19年度につきましては0.550という状況になっております。

それから、2番目の農業所得云々に絡みましての件でございますけれども、たまたま個人市民税の所得割の中で割合をちょっと申し上げさせていただきますと、もう旭市は何といっても一番多いのは給与所得ということで、これはもう給与所得が84%以上を占めております。農業所得はということでございますけれども、全体の3.2%となっております。

続きまして、2番目の市発注業務の受注状況はということでございます。これにつきましては、平成18年度で申し上げます。

まず、財政課の方に依頼のあります契約の状況の中で申し上げます。3種類に分けて、まず工事関係でございます。これは、件数としまして107件ございました。件数の率と金額の率で申し上げます。107件のうち市内に本店のある方が受注されたものは102件、これは件数の割合で95.3%、金額にしますと若干違ってまいりますけれども96.0%、それから市内に支店がございます業者、これは2件でございます。件数の割合は1.9%、

金額で申し上げますと3.5%、それから市外でございます。市外は3件でございますして、件数の割合は2.8%、金額の割合では0.5%、これが工事でございます。

次に業務委託関係でございますけれども、これは71件でございます。市内に本店があるものが34件、件数の割合で47.9%、金額の割合では48.4%、それから市外でございますけれども、37件、件数の割合で52.1%、金額の割合で51.6%となっております。

それから、物品関係でございますけれども、これは14件ございまして、市内の本店が1件でございますして、件数で7.1%、金額で0.7%、それから市外が13件でございますけれども、件数で92.9%、金額で99.3%という状況になっております。

以上でございます。

それから、3番目の質問でございます市内業者育成をどのように考えているかということでございますけれども、非常に難しいわけですが、財政課の立場から、契約事務の依頼を受けているという中でご説明をさせていただきたいと思います。

業者の育成という質問の答えになるかどうか分かりませんが、現状、1億円以上は一般競争入札、それ以下は指名競争入札というのはまだ働いておりますので、そういった中での考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

財政課といたしましては、各課から契約依頼がまず財政課に一定の基準以上でまいります。その時に入札を実施するに当たりましては、競争入札の参加資格者名簿、これがなければ話になりませんが、この名簿に登載されました市内業者が、何社という基準が金額によって違ってまいります。一定数市内業者があって、市内業者だけで数が満たされるという場合には、もちろんもう市内を最優先しまして指名をいたしております。

そういった形で、答えになるかどうか分かりませんが、数が市内で足りる場合はもう市内でやる。ただ、金額が上がってきたり、あるいは業種、例えばコンサル関係なんかですと市内には7社しかございません。ですから、どうしても市内では無理という場合があります。こういった場合には、やはり市外を入れざるを得ないということでございまして、くどいようですが、市内で数が足りる場合は市内だけでやる。そういった形で今実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私の方から、病院についての3番と4番についてお答え申し上げます。

附属看護学校の大学化ということでございます。ご指摘のように、看護師養成学校には3年制の専門学校あるいは短期大学と4年制の大学がございます。現在の状況としましては、少子化や技術の高度専門化した技能の習得の必要性から、3年制の学校から4年制への大学へのシフトが始まっておりまして、大学への入学志望者も増加傾向にあります。聞くとところによりますと、茨城県ではほとんど3年制をなくして大学にしようというふうな話もございます。しかしながら、主に資金の、要するにお金の問題と教授、準教授等の人材確保の問題がございます、大学化が進んでおりますのは国のもの、それから都道府県立、あるいは政令指定都市立の学校、それから私立の学校が経営しておりまして、小さな我々のような町の病院としては、まだ4年制の大学があるという事例はございません。

現在のところ、当附属専門学校では大学化の計画はありませんが、これを機会として、今後、看護師養成学校の動向や将来の傾向を熟慮して研究していきたいなど、このように思っております。

看護の質を上げるというのは確かに大事な医療の次にまた出てくる問題でありまして、例えば某病院などは、今4年制大学卒の看護師の割合が5割以上というふうな時代になってまいります。当院ではまだ今のところ4年制大学卒業者というのは数名にすぎません。4年制大学卒の看護師を我々病院としてもさらに入れて募集していきたいなどというふうに思いますし、自らの手で教育できれば、これにこしたことはないわけではありますが、先ほど申し上げたいろいろな条件がございますので、すぐどうというわけにはまいりません。民間の私立の大学の誘致だとか、そういうのも一つの手なのかなということもありますということでございます。

それから、次の医療技術専門学校の設立、ここも4年制に移行する傾向がございます、千葉県におきまして医療短期大学が今度4年制の医療技術大学というふうに、看護学部と併せて大学を今度つくる準備を進めておるわけで、平成22年だと思いましたが、大学になる予定であります。こちらの方も我々の病院としましては研究しておるわけではありますが、看護師に比べますと、新しくできたこの卒業生がまだ全部出てきておりませんので、彼らが出てきたときにどれほどの需要があるんだろう、あるいはどれほどの供給があって需要があるかということを見きわめて、また検討していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、残る2問についてお答えをいたします。

まず、1点目が市内業者への発注状況でございます。昨年の平成18年度の発注金額は、これは病院全体でありますけれども、約150億円になります。その内容としては、建物工事関係でありますとか、医療機械等の器具、備品、それから薬剤、診療材料、一般消耗品の購入、その他一切合財であります。その相手方の内訳でございますが、まず、市内の業者が約12億円あります。それから、市内に支社または営業所のある業者が約51億円、この2つで約63億円になります。率にしますと42%になります。ですから、残る87億円が市外業者という状況になります。

それから、2点目の市内業者の育成についてということでございますが、病院も契約する場合には、これは病院独自で簡単にできるわけではもちろんありませんで、市長部局と同じような法令の適用があるわけであります。そういう中で、現状としては給食材料、それから日用品等については市内業者を中心に見積もり合わせ等による購入をしております。その他についても、今後でありますけれども、法令を遵守しながら、できる範囲で考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） それでは、1番目の市の財政力の推移について再度お伺いします。

平成18年度が0.515、平成17年度が0.487だろうと思うんですが、平成19年度が0.550とかなり上がっております。実際、税収も上がっているんでしょうけれども、税源移譲あるいは基準財政需要額が小さくされているのかなと思えるんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 平成19年度0.550ということで上昇したということで、今、ご指摘ございましたように確かに税源移譲関係で市税が上がっております。基準財政収入額が上がっております。それに比べまして、やはり需要の方、こちらの方はやはり下がっております。そういった相関関係で財政力は上がっているということになります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） そうしますと、数字は上がっていますが、実態はそれほど変わっていないということでとらえてよろしいですか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 佐久間議員のご指摘のとおりだと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 財政力指数については以上で結構です。どうもありがとうございます。

税源移譲、多少市税が上がっていますが、合併しても、それほど数字は上がったけれども、余り変わっていないのかなというふうに理解されると思います。

次に、市発注業務の受注状況なんですけれども、再度、指名参加願を出している会社の数と、それから実際に発注している業者の数を教えていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 競争入札の参加業者、いわゆる登録業者数ということで言っておりますけれども、平成19年度、20年度、この2年間登録を有効としておりますので、その登録されている業者数を申し上げます。

まず建設工事、これは建築とか土木とか入っておりますけれども、建設工事の業者数、総数で旭市に登録のある方は709社です。このうち市内に本店のあるもの88社、市内に支店のあるもの3社、県内が457社、県外が161社、それでトータルで709社ということでございます。

それから業務委託、それからコンサル関係でございますけれども、これは総数で330社ございます。市内に本店のあるもの、先ほども申し上げましたように7社、それから市内に支店のあるものはゼロでございます。県内が248社、県外が75社でございます。トータルで330社。

それから、物品役務関係でございますけれども、トータルで901社、市内に本店のあるもの100社、市内に支店のありますもの16社、県内が503社、県外が282社でございます。トータルで901社。総数でございますけれども、1,940社ということで登録をいただいております。

それから、このうち発注ということでございますが、これは先ほど申し上げました数にイコールになるわけでございますけれども、工事関係で107件、結局107社がっておりますけれども、それから、業務委託が71件、71社ということになろうと思います。それから物品が14件、合わせて192件を財政課扱いということでやっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） そうしますと、1,940社登録願を受け付けていまして、実際に声をかけたのは200社くらいですか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 失礼しました。1,940社あるんですけれども、先ほど受注した業者の数が190何件で、実際に、今手元にございませんけれども、金額によりまして大きいものは10社以上、それから、金額によって7社とか5社ございます。ですから、それを掛けた数字をちょっと持っていない、要するに指名の数ですよ。そういったものを持っていませんけれども、先ほど申し上げましたのは、受注した業者の数ということになろうかと思います。以上です。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 多分登録業者すべてに声はかかっていないと思うんです。実際のどのくらい分かりませんが、3分の1か4分の1くらい、半分くらいは多分まるっきり声がかかっていないだろうと思うんです。大体そんなところでよろしいですか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほど工事の関係で申し上げましたけれども、工事の関係を例にとるならば、平成18年度ですと、107件中、市内の業者が102件ということで、実際の登録というのは、県外まで含めると709社あるわけですから、ですから半分、とてもとてもそんな数ではなくて、何割かという形になろうかと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 2番目の発注業務の受注状況はということで、これは分かりました。

実際登録されていても、声をかけるところというのはやはり見て、知っているところ、地元あるいはここがきそうだとということで判断して、全く声のかからないところの方が多いんだろうと思うんです。これはどこの町でも一緒だと思います。そういう意味では、公正ではないんです。最初から不公平なんです。不平等なんです。私は、市の仕事は市内業者で、県の仕事は県内業者で、国の仕事は国の業者でやるべきだと思っています。

やはり同じく飯岡町議会で一般質問をさせていただきましたけれども、旧飯岡町の例でと

りますと、福祉センター、光と風、なぎさリフレッシュ、いろいろな箱物をつくります。だけれども工事はほとんど全部町外の業者なんです。お金は全部外に出てしまうんです、市の外に。残るのは借金と管理費だけ。この旭市にはそうなってほしくないんです。行政の皆さんが一生懸命交付税算入によってお金を持ってきてくれた、基本計画を立ててくれたわけです。そのお金が市の外に出てしまったら、うまいところが何にもないんですよ。

私はそういった意味で、これはどこの市でもやっていると思いますけれども、制限付き一般競争入札、市内業者を優先してぜひやっていただきたい。副市長、どうですか、その辺は。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） ただいま佐久間議員からお話ありましたが、市長が常々申し上げておりますけれども、建築とかそういったものにつきましたは、できるだけ地元が採用されて、地元雇用が生まれ、それで需要が生まれると。それが回り回って家族の方の消費にもつながると、そういうことで非常に大事なことだと思っています。

私どもの方で、制限付き一般競争入札を基本とします郵便によるダイレクト入札、10月からスタートいたしますが、今回も9月中に特に市内の一般業者の方に説明会を開きまして、市外の方はホームページを見ていただくということでやっていただこうと思いますが、そういった形できめ細かく周知をいたしまして、できるだけ市内の方にとっていただきたいと思っています。

ただ、財政課長も先ほど申し上げましたように、世の流れが一般競争入札ということで、指名競争入札も必要な局面もございますけれども、基本は一般競争入札になってまいります。そういう中で、今、佐久間議員の方からおっしゃいましたけれども、地方性をできるだけ考慮いたしまして、競争性が働かない数しかないというのはしょうがありませんので、それ以外については、できるだけそういう制限の中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。とは申しまして、やはり旭市の建設工事指名業者選定基準規程というのがございます。この中で4条、6条、かなり弾力規定というんですか、市長の権限でかなりのところまで業者を持ち上げることができるようになっていんだろうと思うんですけれども、この規定に違反しろとは申しませんけれども、この際市長に、この5年、10年の基本計画の仕事の中で市内の業者のそれぞれランクが1段

上がるくらいの、そのくらいの覚悟で市長にお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 佐久間議員のおっしゃることも十分よく分かります。ただ、今副市長からも申しあげましたとおり、一般競争というシステムを取り入れて今かかったばかりでございますので、そんな意味で市内の業者の皆さん方にも大いに努力をしていただいて、そして競争に勝てるような、そういった体制が作れるように頑張っていただけるようお願いをさせていただきたい、そう思っております。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 今、地産地消という言葉がよく言われています。今回のこの10年間の基本計画の事業は、市の職員の皆さんが一生懸命苦勞してつくってくれた地産だろうと思います。これをぜひ地元の業者さんでやっていただきたいと、そう思うものでございます。3番目については、それでおしまいにします。

続いて中央病院の方、同じように中央病院に出されている登録業者と、それから発注している数をお聞かせ願えればと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、業者数でありますけれども、建設業に関しては市の指名参加資格願というんでしょうか、市の基準をそっくり病院も使っております。ただ、物品については、これは病院独自の審査基準を持っております、業者数については180社を名簿登録しております。

それから、2点目の発注の業者数は、全部で777社でございます。内訳としては、市内業者が180社、それから市内に支社または支店を持っている業者が58社、それから市外業者が539社、合わせて777業者数ということになります。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 中央病院でも、やはり市と同じように登録してきた会社に全部声をかけるわけにはいかないんだろうと思います。そういう意味で、もともとから平らでないといえますか、そういうところがあるわけでございます。これは全然知らないところに声をかけてもしょうがないんですけれども、そういった意味では、できれば市内業者に声をかけて、目をかけていただきたいなと思います。

先ほどいただきました市の方の発注状況でも、どこをどういうふうにしたらいのかなというふうなことで見ますと、例えば業務委託会社が非常に弱いわけです。要するに52%外に出ているわけです。というのは、多分旭市内では技術系の会社がやはり弱いんだと。技術系の会社を育てた方がいいのではないかと。中央病院はそういうことで割と、先ほど経営内容をざっと言わせていただきましたけれども、市ではなかなかしにくい。ただ中央病院ならばできるんだらうと、今後ぜひそういった目で、いま一度発注状況を意識してもらいたいと思います。

もう1点だけ伺いますけれども、最後にこれについては1点だけにさせていただきますけれども、旭市病院事業特定建設工事共同企業体取扱規程、この中の第6条、企業体の結成方法は自主結成とする。ただし千葉県外業者Aグループと千葉県内業者Bグループとの結成とするとあるんです。なぜAは県外業者なんですか。その点のところをお知らせください。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、そういうJVの要綱があることは、もちろん県もありますので、病院もあるであろうということは承知をしておりましたが、ただ、私も具体的中身のこのことはちょっとまだ不勉強で、まだ勉強しておりません。ですから、ちょっときょうの段階では、なかなかお答えができませんが、しっかり勉強させていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） それでは、後でまた教えてください。

附属看護学校の大学化について、前向きのご回答をいただきまして本当にありがとうございます。ただこれ前にも、私は知りませんが、旧旭市の議会の中でもお話が出たようでございます。ただ、今病院事業管理者が言われたように、4年制の看護師が多くなっていくと、そういう時期が来ているのかなと。来年から20人、40人、60人と増えるわけでございますので、もう1課程くらい増やして、4年制のコースを20人くらい増やしていただけたらなど。そして、医療技術専門学校の設立も、銚子市では大枚をはたいて科学大学を呼んで3科を作っております。今の中央病院ならば、そんなに大枚をはたかなくても、看護学校に増設するという格好でもできるのかなと、そう思うものですから、ぜひ前向きにご検討、準備のほどをよろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時59分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 日 下 昭 治

○議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

日下昭治議員、ご登壇願います。

（13番 日下昭治 登壇）

○13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。平成19年第3回定例会において質問を行います。

質問事項については、大きく分けて4項目、細部については9点に分けて行いますのでよろしくお願いします。

まず1点目、環境行政の中、エコテック最終処分場について伺います。

この処分場設置の経緯については、昭和63年4月16日に株式会社仲葉都市開発より事前協議書の申請があり、県は受け付けを行っている。そのようなことからして、当時の町として最終処分場設置反対の決議を行っているものの、平成10年4月ごろまではほとんど動きは見られず、また、その地区においてはゴルフ場誘致の話も並行してあり、土地等の売買に関しては、地権者も計画の詳細については知り得ないうちに進んでいたものと思われます。そのような状況であったものが、平成10年4月になり、業者が町に頻繁に訪れてきて、時には恫喝まがいのときがあったようなことを耳にしています。そんなことを知ったかどうか分かりませんが、当時の環境生活部長自らが、5月25日に町長に事前協議書を受理しない旨の連絡があったとのこと。それが、4日後の29日には事前協議終了の報告があるという、住民にとりましては県のお粗末としか言いあらわせないようなことが過去にもあります。

そのような処分場計画ですが、過日8月21日、計画地近くの住民が県に対して行った設置許可の取り消しを求めた裁判で、千葉地裁は原告の主張する全面的なものではありませんが、

特に処分場の設置及び維持管理についての経理的な基礎部分については無理であるという判決をしています。そのような結果を踏まえ、堂本知事の政治姿勢からしても、当然地裁の結果を尊重してくれるものと思っていましたが、残念なことには、4日に県はその結果を不服として控訴しました。まことに残念極まりないものと思っていますところですよ。

そのような結果にならないようにと、処分場周辺の地区を初めとする多くの皆さんが、千葉地裁の判決を尊重して、控訴しないでくださいという署名活動をし、堂本知事あてに要請書を提出しました。また、当市議会においても旧海上町時代の問題であったとしても、当時住民投票まで行い、98%を超す設置反対があった事項です。そのようなことからして、旭市議会としても平成17年第2回定例会において、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を挙げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることの請願を採択、同発議も可決されています。そのようなことからして、28日の議会全員協議会において、知事あてに地裁の判決を尊重して控訴しないでほしい旨を要請することを決定しています。

また、市長としても同様の要請をしていただけるよう、議長より依頼があったものと思いますが、それらに対する行動、議会に同調することができなかったのか、市長のご答弁をお願いしたいと思います。

それと、裁判の中でも指摘されている経理的基礎の審査内容、これは業者が知事あてに提出されている確約書に載っている資金の調達計画及び融資の確認についての1点目、事業主変更地位の継承をしないとする件の2点目、県有地3,366平方メートルへの埋め立て相当分の5万5,000立方メートルの受け入れの協議についての3点目について、県は当然のこととして、平成12年10月改正の廃棄物処理及び清掃に関する法律に照らして処理されているものと思われませんが、市民が一番危惧している安心・安全の操業、事業の継続性について、これらの点については、県に精通されておる副市長にお答えをいただければと思います。

次に、産業廃棄物不法投棄の防止対策について伺います。

6月定例会においても、不法投棄かどうかは確認できないが、建設残土等の積載したダンブが相当数海上地区方面へ入っていることを指摘していました。許可をとって行っているものもあるとは伺っていますが、農地等への埋め立ては原状復帰が難しいと思われるような件もあるよう聞いていますし、また、小面積で山林へ投棄し、法令上どうしようもないような場所もあるやに伺っていますが、担当課で厳しく当たってもらわないと、ほかへ波及してしまうという事例もありますので、しっかりと対応していただくよう求めておきたいと思いま

す。

なぜそのようなことを申し上げるかということは、過去に旧海上町で大量の不法投棄が行われたわけですが、産業廃棄物ですので監視し指導するのは県なのですが、その中には自社処分場として許可をした場所へ違法に不法投棄を繰り返されていたこともあります。そのような場所を初め、不法投棄の現場は撤去命令を出して撤去させなければならないと思うが、いまだにされていません。処理対策の取り組みの現況をご報告願いたい。

次の事項についても、県は仮置き場であるかのように、過去に海上町時代に指導していた場所でございますが、それは現在の蛇園について伺います。この場所については旧海上町議会でも再三にわたって指摘を受けた場所でしたが、仮置き場であるからして撤去の指導をしていると何回も答弁を繰り返されたにもかかわらず、推定30万トンとも考えられる量がいまだに撤去されずに残っている。しかも、その場所を県の補助金までつけてもらって、浸出水の検査を環境財団へ依頼して行っておる。当然産廃の不法投棄であるからして、市より県へ要請をして撤去させなければならないものと考えますが、それらについて市環境課としてどのように取り組まれるかを報告願います。

次に、各種税、負担金等の徴収対策について伺います。

これらについては、滞納者についてになります。まず、市税について伺います。

平成18年度決算状況を見てみますと、市税全般では、賦課した額に対して徴収できた割合は81.7%、2割近くは徴収できず、特に固定資産税においては25%強、いわゆる4分の1が未収扱いになっております。税は公平であるということからすると、こんなことがあってはならないものと思われませんが、現実ではかなり額が単年度で不納欠損として処理されている。税が不納欠損あるいは未収として繰り越される額は、過去を対象とした場合増えてきているのか、それとも減っているのか、それらの推移をご報告願いたい。

今年度より、県と共同で滞納整理推進機構を発足していますが、その活動状況を伺います。また、滞納整理推進機構がスタートすることにより、今までは不動産等を差し押さえしても強制公売を行えず、塩漬け状態になっている事例もあると聞いていますが、現在、それらの手続は開始されているのか。滞納整理推進機構は1年を通じて執行されるものではなく、一時的なものであるとも伺っていますが、それら機能を生かし効果を上げるための施策としてはどのように考えられているかを伺います。

次に、国民健康保険税について伺います。

まず、国民健康保険の加入率、世帯数では1万5,249世帯、全体の65.5%、人口割合では

53.5%と、全体の半数近い方々は他の保険へ加入していると思います。国保税の徴収については、徴収率70%と3割の方が滞納されているわけですが、市税同様に徴収率、不納欠損されるものについての推移をご報告いただきたい。

なお、滞納者に対してペナルティー等もあると思われませんが、それらの実態の状況及び資格証明書や短期被保険者証などの交付も行われていると思われませんが、それら世帯数の報告と、それらに対する納付相談、指導実態について伺いたい。

次に、負担金について伺います。

厚生労働省が全市区町村を対象に行った調査で、昨年度分だけで89億7,000万円の保育料を滞納されているとしています。滞納額では総額の1.9%、人数では全体の3.7%が滞納されているとのことです。滞納保育料は金額、滞納率とも文部科学省調査の給食費を上回っている。滞納者の中には高級乗用車を乗り回しながらも支払いを許否したり、支払いできる環境であるにもかかわらず支払わないというモラルの欠如している保護者もあるとのことです。本市においてはそのようなことはないと思われませんが、時効により不納欠損されれば市税で補てんしなければならないものと思いますが、それらに対する対策としてどう講じられているか。

もう1点、下水道関係で使用料については、未納率は低いわけですが、負担金については徴収できたのは40%そこそこと極端に低いが、それらについては分割納付もあるので、その関係であるものなのか。そうであるとしても、300万円からの不納欠損処理をされているわけですので、下水道事業に対する理解度というか、必要性が低いのではと思わざるを得ませんが、今後、事業を推進する上で、いかにして関係地区住民への理解を求められていくのか、それと、滞納者の徴収対策を講じられるのかを伺います。

3項目め、海上中学校跡地について伺うものですが、この件につきましては、木内議員の質問でも出ましたので、関係する部分でございますので省略したいと思います。ただ、私も木内議員同様、約3ヘクタールとまとまった土地でありますので、慎重な検討をした上で活用していただけるよう要望したいと思います。

なお、一部再質問でさせていただくものもあろうかと思います。

保育所民営化、民間委託について伺います。

保育所を民間に委託するという背景には、国の三位一体改革による保育所運営費の補助金が減らされ、一般財源、交付金化されたことに伴って厳しい財政運営が求められる。そのようなことからして、指定管理者制度により民間へ委託することは、コストの削減、就労形態

などの多様化を見据えた保育ニーズの対応に期待できるものと思います。

本定例会においても、干潟保育所の委託に伴う指定管理者を指定する案件が上程されています。それら案件に関しては大いに賛意を示したいと思います。また、これら事例をはじめとして、今後は指定管理者制度導入による管理体系が進まれるものと期待されますが、案件にあります干潟保育所以外の保育所の取り組み状況についてご報告いただきたいと思います。

なお、民間委託に伴って、現保育士は他の保育所に異動になると思われます。特に干潟保育所に就任されている保育士は多いわけですが、新年度に向け2名の保育士の採用計画がありますが、採用する背景はいろいろとあると思いますが、それらについて報告を求めます。

以上で1回目の質問を終わりますが、再質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 日下議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、1点目の環境行政について、その中でのエコテックの最終処分場の件でお答えをさせていただきたいと思います。

この問題でございますけれども、私も個人的には質問議員と全く同じ考えであります。ただ、正直言ってこの問題に関して、県からも意見を求められたこともございませんでしたし、この件で真剣に勉強する機会がこれまでございませんでした。それだけに、今度の問題が発生したときに、市の方からも知事あてにそういった控訴をしないしてほしいという旨の願いをするところまで考えが回らなかったというのが実際のところです。

私からは以上です。

○議長（嶋田茂樹） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 日下議員のご質問のうち、環境行政の中のエコテック最終処分場について、先ほど確約書の中に載っている3点について、県に精通しているということなんで聞きたいということでお話がありました。

この確約書につきましては、先ほど日下議員おっしゃいましたように、資金調達計画の部分、それから事業主の変更をしないとか承継しないと、それから県有地面積相当量分を廃棄物に受け入れると、そういうようなことが書いてあったということで承知しております。それで、県の方の中身ですけれども、私も環境行政にちょっと携わっていなかったのも、県に精通しているということで先ほどちょっと持ち上げられているんですけども、私の今の段

階では、ちょっとお答えできる状況にございません。直接今旭市の方に来ていますので、旭市の立場で、ちょっと県の担当課の方に聞いてはみたんですけれども、確約書については、県と事業者、許可権者と事業者との関係でございまして市の方として、その中身のやりとりについて、県から逐一お話しを承っておりませんのでちょっと承知をしておりません。

それで、今まで確かに承知していないんですけれども、その感じだけでも分からないかと、感触を聞いてみたんですが、堂本知事も記者会見でおっしゃっていましたが、今の許認可におかれる体系、そういった位置づけが法律的に位置づけがきちとなっていない中で控訴をさせていただいて、その辺を明らかにするということだったので、訴訟に影響も出るということもあるので、ちょっとそのやりとりについても、申し訳ないんですけれども、お答えしにくいということでございました。

日下議員の質問に答えられなくて恐縮ですが、そういう状況であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、私の方から産業廃棄物、不法投棄防止処理対策の関係、それから、産業廃棄物仮置き場の状況関係にお答えしたいと思います。

最初に、産業廃棄物不法投棄防止処理関係でございすけれども、概略的な形としては、6月議会でも私の方から述べたんですけれども、不法投棄の防止対策については、市は定期的に市内全域をシルバー人材センターに委託して環境パトロールを実施して、不法投棄防止の監視活動を行っております。その他不法投棄の多いところには監視カメラを設置、不法投棄防止の看板を設置し防止活動を行っています。

また、各地区より選出された不法投棄監視員より地域の監視活動をお願いし、不審な大型車両が多く見られた場合やゲリラ的な不法投棄を発見した場合には、連絡をいただくことになっております。また、市民からの通報も大変重要なことですから、連絡があり次第、うちの方で現場確認をしております。

これらの活動の中で不法投棄されている産業廃棄物を発見、またはそれらしきものがあつた場合については、産業廃棄物については県の所管であることから、速やかに県に通報し、適切な処理をお願いしているところでございます。

次に、埋め立て関係も先ほどお話が出ましたのでお答えしたいと思います。

埋め立て関係、小規模埋め立て関係につきましては、市は500平米から3,000平米未満がう

ちの方の許可関係で出ております。これらについては条例で定められた基準をクリアした土砂等を埋めることになっており、改良リサイクル土も、基準を満たしている旨の検査機関の証明書を添付することになっています。これらを受けて、農地転用や開発行為などを所管する市の関係各課及び県の関係機関との協議が済んだ上で許可をしております。また、500平米未満については、これは許認可ではありませんけれども、庁内関係各課との連携や県機関との連携を密にして監視活動に努めております。

次に、産業廃棄物仮置き場の状況関係でございます。

日下議員言われたように、旧海上町蛇園地区における不法投棄の場所でございます。産業廃棄物仮置き場の廃棄物除去については、平成15年度に環境保全の観点から、先ほどお話がありましたように水の検査を県の外郭団体から補助を得てやっております。除去についても県に早期除去の要望を、その当時からお話ししております。また、新市になっても海匠事務所管内産業廃棄物等の連絡協議会がありまして、その中で除去の要望をしております。海匠事務所においても、定期的なパトロールを行うとともに、原因者にも指導しているというお話です。ただ、この原因者が一時期逮捕されまして、今は出てきているみたいですが、資産的な能力が今のところないという話は伺っております。

今後についても、地域環境保全の観点から、県の方に早期の除去と定期的な水質検査の実施について要望している状況です。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、2番目の市税についてお答えいたします。

まず、固定資産税の徴収率の低下でございますけれども、固定資産税につきましては、所得のない方でも資産があればかかってくると、そういう税的な構造があります。またそれと、今現在大口の会社でもって今精算が済んでいない会社がある。ただそれについては、まだそういう不納欠損で落ちる時効がありませんので、そういう入らない大きなものについては徴収率を低下させているのが一つあります。

それから、もう一つ不納欠損について増えているのかどうかという状況でございますけれども、前年度平成17年度の決算と比較しまして、平成18年度の不納欠損額は市税で9,898万6,000円、前年度が1億1,398万2,000円ということで、マイナスで1,499万7,000円の減となっております。

それから、もう1点の千葉県の滞納整理推進機構の活動状況についてのお尋ねがござい

すけれども、千葉県の滞納整理推進機構については、本市については5月から業務開始しているんですけれども、この東総地区の銚子市、旭市、匝瑳市についてはこのブロックでやっております、銚子市は5月から始まりまして、匝瑳市、旭市がこの9月から3か月間、共同で徴収の方をやるということで、今、財産調査とかそういう中でもって調査をやっているという状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、日下議員の国保税についてということでお答え申し上げます。

まず、国保税の滞納者に対するペナルティーということでございますけれども、保険税の滞納者に対しましては、税負担の公平性という観点、あるいは納付相談の機会を増やすという観点から、交付基準を設けて有効期間の短い短期証及び資格証を発行しておるところでございます。平成19年5月31日現在におきますところの短期被保険者等の交付状況でございますけれども、6か月証が499件、3か月証が437件、1か月証が582件、そして資格証が561件となっております。

また、滞納者対策でございますけれども、保険年金課で対応している部分でございますけれども、国民健康保険税納付相談ということで、年2日間をかけまして実施してございます。これにつきましては、現年度分の滞納額が4期分以上、もしくは過年度に滞納がある方でございまして、通知を出しました件数といたしましては2,060名、そのうち相談者が120名集まり、その日来まして、その日に納付された金額が136万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育料の関係につきまして、まずご説明を申し上げます。

保育料の未納額につきましては、平成18年度分といたしまして314万6,520円、児童数でいきますと49名分でございます。それから、過年度分といたしましては、これは平成11年度分からずっと過年度分としてございますが、459万3,330円、55名分ということで、合計いたしますと773万9,850円、104名分となっております。

平成17年、18年、この辺が確かに未納される方というのは、その前の年度から比べますと多い状況になってきております。これは、生活が困窮されるというような、そういう状況がここ何年か顕著に表れてきているという結果だろうと思います。

それから、分割納付等を推進しまして、実際に不納欠損できないような形で保育料は納付させていただくように、事務方の方では徴収等を進めておりますが、たまたま平成18年度で不納欠損といたしまして35万400円、これを不納欠損処理させていただいております。それで、この方につきましては破産宣告を裁判所の方で受けまして、どうしても免責決定がなされたものですから、平成12年、13年分の保育料を不納欠損させていただいております。

それから、未納対策ということで、これは直接保護者に電話、それから自宅訪問、これらをしてながら、直接お願いするということを基本にしておりますが、それでもなおかつ納めていただけない場合、これは督促関係の文書はきちっと出させていただいております。それから、保育所長から直接納付を依頼するケースというものもございます。それで、どうしてもまだ保育料がそれでも未納になるという方につきましては、児童扶養手当を口座振替ということでなく、窓口給付する形にしまして、その分を分割で納付をしていただくような、そういう対応もっております。それで、私どもの方としましては、どうしても一括でお支払いいただけない、そういう方が多いわけですので、あくまでも分割でもいいからということで分割納付を勧めておるところでございます。

それから、実際に保育料を銚子市から遠くでは佐倉市、その辺まで住民票を頼りに本人のところへ直接お伺いし、いただけてくるというようなことも積極的にやっております。

それからもう一つ、4番目の保育所の民営化の取り組みということでございますけれども、ご承知のように日下議員の方からもお話しございましたが、公立の保育所の運営費が平成16年度から一般財源化をされておりますので、一般財源からの負担分がかなり多くなってきております。したがって、効率的な運営をすることが急務と考えた中で、旭市行政改革アクションプラン、この中に位置づけをいたしまして、あわせて近年の少子化、共働き家庭の問題、家庭や地域の子育て機能の低下、こういうような保育環境の変化にも対応していくために、外部からの民間活力を導入することが有効と考えまして、指定管理者制度の導入に取り組んだところでございます。その結果、平成20年度から干潟保育所の指定管理者による民間委託で運営をすべく、今議会へ指定管理者の指定について、議案として提案させていただいたところでございます。

今後の方針ということでございましたので申し上げますが、今後につきましては、民営化した後の干潟保育所の保育内容、これを十分検証しながら、具体的に決めていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点保育士の関係で、コスト削減の中でご質問がございましたが、民営化

に伴います保育士の配置は、日下議員おっしゃられましたように、正規職員は他の保育所の方へローテーションしていくという形で対応をしておりますが、どうしても保育水準、それらを維持向上させていくためには、主要な部分での責任の明確化というような意味合いも含めまして、正規保育士、これらが必要になってきます。

今現在、正規保育士が78名、臨時が39名おります。どうしてもそういう臨時が多い状況というものを少しでも改善したいということと併せまして、また、保育所の保育士のバランス構成というものもあわせて考えていかなければなりませんので、すべてが民営化というわけにもまいりませんので、当然公立の保育所が存在していくわけでございます。それで、今現在保育所の保育士につきましては、平均年齢が44歳くらいになっております。それで、保育士全体の3分の2強が、もうその平均年齢を超えておるといような状況でございます。したがって、どうしても長期的なバランスを考えた場合には、少しずつでも正規職員を採用したいということで、今回採用をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 私どもの方から、（3）の負担金につきまして、下水道事業の受益者負担金のことにつきましてご回答いたします。

平成18年度末の決算におきましては、日下議員がおっしゃられるとおり、収納率につきましては40.8%ということでございます。この収納率が低い理由につきましては、調定額が6,775万5,100円の中に現年度分として2,295万3,500円、それから過年度分、これが前年度までの未納分でございますけれども、これが4,480万1,600円ということでございまして、この過年度分が占める割合が66.1%と高く、この過年度に対する収納済額が777万6,700円ということで、17.4%ということで低いためでございます。

今まで平成12年度当初からの受益者負担金の賦課の総額でございますけれども、総額で申しますと6億3,687万9,900円で、そのうち収納済額が5億9,208万円ということで、収納率が93%という形になっております。

受益者負担金につきましては、供用開始年に土地につきまして1回賦課するというようなものでございます。これにつきまして、納入される方のことを考慮いたしまして、納付の仕方につきましては全額を納付していただく方法、それから5年間に分割していただく方法、それから5年間の分割の中でも、その1年を4回に分けて、合計20回で分割していただく方法という形で、納入がしやすいように考慮しているところでございます。

この低い理由が、分割納付のせいなのかということでございましたけれども、それにつきましては、この中で考慮いたしておりますので、それによって低いというわけではございません。

それから、下水道の供用開始地区における下水道の接続等がなかなか低いところがあるというようなことでございます。下水道について、必要なかどうかということでございますけれども、下水道につきましては、河川等への公共用水域の環境の向上、それから生活衛生環境の向上というものがございまして、今現在下水道を計画している区域におきましては、下水道による整備が有利であろうというふうに考えております。これにつきましても、下水道の必要性、生活衛生環境の向上等々を十分に理解していただけるように説明してまいりたいというふうに考えております。

また、滞納者への対応でございますけれども、受益者負担金につきましても当然100%徴収をしていかなければならないという中、戸別訪問による徴収により下水道の事業のご理解と、それからこのメリット等々を十分に理解していただきながら、徴収率を向上させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 冒頭から市長、副市長という形で質問させていただいたわけでございますけれども、副市長には、骨を埋めるつもりで旭市のためにやっていただけという認識を今強くしたわけでございます。そういうことからしても、お若いわけでございますので、将来ずっと旭市にいられるものとは思わないのではないのかなと、そんな認識もしているわけでございますけれども、エコテックの処分場の問題につきましては、市長におかれましても、旧海上町の時代の問題で、過去古い時代のものですから、なかなか認識を深めることができなかったということのような理解をしたわけでございますけれども、しかし、この中に副市長に投げた質問の中にもございますけれども、これらは平成12年の廃掃法に基づいてやった結果が、裁判で争点になったかと思えます。それはどういうことかといいますと、事業計画、当初70億円ちょっとなんです。しかし、裁判の争点は107億円ほどかかると。37億円超過するんだと。そうすると、安全な操業が継続できないのではないかと、営業しているときはそれで問題なくできるかと思いますが、埋め立てが終わった後の処理等についての、その辺を市民が危惧しておるわけございまして、土地価格にかかって担保増しをするのが30数億円かかると。この土地は計画書に基づきますと3億円の土地なんです。3億円の土地が

30何億円の担保抹消にかかる。そういうことからして心配になるということなんですから、その辺を今後、いろいろな面で市としても理解度を深めていただきまして、やはり住民が危惧しているのを取り払うというのが行政の役目だと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいなと思います。

それと、この計画に対して2001年、平成13年のことでございますけれども、堂本知事より、その当時はまだ知事でないんです。知事直前のことだったんですけれども、海上町議会の議長あてに、石毛文治さんが議長でございましたけれども、それらの回答があるんです。産廃処分場、株式会社エコテックの今後の対応という形の中で、「地元住民の理解が十分に得られないまま、この時期に県が許可を出したことについては遺憾に思います。新しい知事に判断をゆだねるべきでした。手続を中断し、一から調査し、検討していきたいと考えています」と。知事自らそういう答弁をしておるわけです。その時には知事にはなりませんでしたけれども、その後知事になってからのことですが、「行政の継続性からして、前知事の出した決定を覆すことはできないが、許可証に付された条件及び業者の確約の細部にわたり点検をし、自身が納得してからでないと事業着手はさせない」と、そのようなことも言っているわけです。そのようなことからすると、今回の知事の政治姿勢からすると、当然控訴はないものと私も思っているわけです。その辺をできれば知事に市としても、やはり市民がそれだけ心配しているんだよというような要請なりを市挙げてやってほしかったなというのが、切なる地元民の希望なんです。

そういうことからして今後対策も、最後にまたお聞きしますけれども、ある程度出てくるわけですが、なぜこのような確約書を出したかということ。このようなことがあるんですよ。当時県有地3,366平米、それらの土地につきましては、地元住民に払い下げしてほしいなんていうようなことも要望したわけでございます。それもできなかった。それで、それらにつきましてはどのような結果になっておるかというのは、この事業の継承関係にもなるかと思いますが、平成13年3月1日に県が許可を出した時点で、県がエコテックに譲渡しているわけです。3月1日、同日付で。3月2日に登記されているわけです。エコテックに登記されたならまだそれでいいんです。その20日後、3月23日、今度はヨコヤマタカシさんに譲渡されるわけです。ということは、県有地がそのような形になっているのかなっていいのかわからないのか、素人が見てわかるんです。なぜその辺も精査してもらえなかったのか、それが残念なんですけれども、その辺をしっかりと市としても知ってもらって、今後の対応をしてほしいなと思います。

それと、当時の話になりますけれども、事前協議に当たって、25日に町長あてに当時の環境生活部長から事前協議の受け入れはないというような話があったものが、29日にはもう許可が出ているわけです。その間に、26日においては深夜まで業者とのやりとりをやっているのが分かっているわけです。だから、それは業者が押されたといえればそれに尽きるわけでございますけれども、それと、当時の産廃課長でございますけれども、反対で陳情なり何なり行ったときの際の話なんですけれども、名前も私は今記憶しておりますけれども、立場上、そういうことは当時の産廃課長とさせていただきますけれども、「あなたの町に産廃の処分場が計画されたらどうしていきますか」と、そのような質問に対して答えたのは、「私は反対します」と言っているんです。ということは、人のことはいいけれども、自分のところだったら反対すると。まるっきり矛盾したことで県が動いているわけです。その辺をしっかりとしてほしいなと思っております。

そのようなことからしまして、今後の対策ということをして市として、県が控訴した以上は係争に当たるわけでございます。しかし、控訴されたものが却下されればその時点で決定をされるわけでございますけれども、その辺の市民の考え方を県にぜひ今後理解していただくように努力してほしいと思うんですけれども、その辺について市長、できればぜひお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 本当に勉強不足で、きちっとしたことをまだとらえておりませんものですから、その辺をきちっと勉強させていただいて対応をさせていただきたい、そう思います。以上です。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） では、その辺でしっかりお願いしたいなと思います。

それと、また確約書の話になりますけれども、確約書において、いわゆる業者が県に出した確約書、資金調達計画、それにつきましては日本政策投資銀行、70億円のうち50億円、市中銀行が20億円というような形の中で補正でされていたわけなんです。それは平成12年11月13日に提出だと思えます。そういう形の中で、そのような協調融資を受けるというような形の中で、許可前の話なんですけれども、これは11月13日以前の話です。11月13日には、今度ファイナンス会社から融資を71億円受けると。その辺もたしか裁判で争点になっておったと思います。資金計画に対して利息が余りかかり過ぎると。そうしますと、事業の継続性が厳

しくなるのではないかなというような形の争点になっておると思います。

それと、一番危惧するのは終了後の継続問題なんですけれども、その辺、環境課長にお願いしたいなと思いますけれども、今、旭市、旧一部事務組合だった松沢の処分場、まだ廃止されておらないと思いますけれども、何年たてばその辺は廃止されるか、全く分かるか分からないか、その辺をできればお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 松沢の最終処分場の関係については、水質検査が国の法律で義務づけられておりまして、今のところ問題がないというのがここ何年か続いているんですけれども、県の許可がおりていない。ですから、向こうからおりるまでやるしかないという形になります。ですから、いつまでというあれは分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 公的な施設はそのような形で許可がおりないと。しかし、このような形の中で、一法人が施設をしたものは、法人が解散すればそれで終わってしまうんだと。やはりそれが心配になるということなんです。そのようなことが大きな心配になるわけでございます。例えば先ほども空港代替地の払い下げの疑問があるよということでもございましたけれども、それらに向けましていろいろ要請をしたときに、5万5,000トンの焼却灰ですから、例えばそれらの焼却灰を処理するという、それは不法投棄の現場の解消になるということを正当化の理由にしたわけでもございますけれども、5万5,000トンの焼却灰となりますと、多分50万から60万トンの現物になろうかと思います。そのような量ということになりますと、恐らく手島の不法投棄が50万トンだと言われておりまして、隣の直島へ一施設を、あれは国で買い取ったのかどうか知りませんが、300億円、400億円かけて、そこで処理をしなければならぬ。それでやっても単年度にはできないと。そういうものの量であると。しかし、この計画は単年度でその焼却灰も受け入れますよと、現実不可能なことも県はのみ込んでおるわけです、業者の言っていることを。その辺もしっかり今後、とらえておいていただきまして、市の今後の対応をぜひお願いしたいと思います。

このエコテックにつきましては、そろそろ回数が来たと思いますので、そのような形でお願いしておきたいと思います。

次に、不法投棄の防止対策については、今、防止対策については十分されておるものと思います。しかし、ここらにおける不法投棄の処理もそのような形でやれるものとしていたも

のができなくなったり、いろいろあるわけでございまして、仮置き場の問題、飛びますけれども、これはタブってきていましたので仮置き場の問題、過去、仮置き場仮置き場と言っておって、もっと早く言えば銚子市にあったものを一時そこに仮置き場だと思っていたら、そのまま置かれてしまうと。確かにいろいろな事業で不法投棄をされた業者がいろいろな問題があったものは十分考えなければならないと思います。しかし、そのような問題があったにしても、やはりその辺は自社処分場等へも不法投棄されたと、当然それは県の監視体制に入っておるものなわけでございますので、その辺をしっかりと今後の中で、県のいろいろな機会があると思います。ぜひ今後も処分をしていただけるよう、いろいろな面で県の方に要請をしながら、ぜひお願いしていききたいなと思います。そういうことでお願いしたいと思います。

続きまして、時間もなくなるようなことになってしまいますので、市税について伺います。

一応推移等をお願いしたいということを申し上げさせていただきましたけれども、合併をすると1年分くらいしかないという現実だと思います。しかし、行政ですから過去一・二年のやつは十分持っておるものと思いますけれども、10年先から比較した場合にどう推移をされているのかお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、不納欠損の状況ですけれども、合併時に不納欠損の事案につきまして、ちょっと旧3町の方については事案を精査していませんでしたので、それをまず精査しました。それで、その関係で増減が出たんですけれども、まず18条第1項の5年の消滅時効がございますね。これにつきましては、対前年1,120万6,000円ということになっています。それから、3年時効であります執行停止の15条の第4項の関係につきましては、対前年1,935万3,000円の減と、それから、即時消滅については685万2,000円の減ということになっております。ただ、平成16年度以前についてそういう状況でしたので、ちょっと分かりません。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 実は私もそのような心配をしまして、過去、海上町時代も幾分か議会の方に参加させていただきました。そのような形の中で、旧海上町のときにも、税は町民の公平な義務だよという認識からしまして、税は不納欠損なり未収をできるだけ少なくというようなことを訴えてきたわけでございます。

それで、隣の銚子市におきましては、平成15年か16年だと思いますけれども、税の非常自治体宣言というようなことで、庁舎に大きな垂れ幕を出して、そのような宣言をして税はこれから厳しく対応していくよというふうな形で活動したような記憶をしております。そういうことからして、銚子市はすごく厳しい市税徴収率なんだなという認識をしておったわけでございます。確かにそういった中で厳しさはどこでもあるわけでございますけれども、そして、実は現在の旭市、合併前の1市3町もいろいろな厳しさを味わっておりますので、その辺が合併協議会の中でも若干出ておったから、実は私もそういうことが出せるのかなと思ひまして、各地区別に出したらどんなことが出るんだろうかというような話を、前任者でございました税務課長にお願いしましたところ、今のコンピュータシステムではできないんだというような話をされて、それは結果的には出ておりません。

しかし、市税等あるいはそんなもの程度であれば、簡単に私はコンピュータシステムはどうかののではなく、手書きでもできるのではないかなと。出してまずいいのかいいのか、余りいい方向に行かないのかなというような認識をしたわけでございますけれども、その辺は今の担当課長としてはどう思われていますか。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 昨年度もお話ししましたがけれども、前任者の課長と同じ今の電算システムは直すことができません。また、手書き台帳はどうかということでございますけれども、今のこのシステムでやっているものを手書きだと膨大な事務量が増えて、かえってそれが非効率となってしまいますので、区分けを考えておりません。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） そうですね。では、例えば不納欠損なり、未収処理をして決算に出す前に、担当課としては市長に決裁をいただくわけですね。当然市長、そういう形の中で、現在の徴収状況について、県レベル等について把握されておるものと思いますけれども、その辺は、どの辺に当旭市はあるのか、多分担当課からその辺はあると思いますから、その辺、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 県下の徴収率の順位はどうだということだと思っておりますけれども、

そういう細かい資料については市長の方にやっていませんので、私の方から。

平成18年度の市税の徴収率ですけれども、36市のうち29番目であります。

（「その推移」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 平成17年度も29位です。あとは分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 実は私もそういったものは過去にも出していただいた経緯がありますので、実は市町村別徴収率の状況の比較というものがここにあるんですよ。平成17年度徴収率、平成16年度徴収率、旭市、現年度分95.48%、平成18年度は決算未確定ですから多分出ないと思います。平成17年度は95.48%、滞納繰越分が12.83%、合計81.18%、56市町村中45番ですよ。そういうことではないですか。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今私が申したのは36市で比較したものでございます。町村を含めたものは私は持っていません。平成18年度については分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 日下議員。

○13番（日下昭治） では、ぜひそういうものを今度当然私どもで手に入るわけですから、当然事務方は自由になるわけだから。

○議長（嶋田茂樹） 日下議員に申し上げます。

本件に関しましては、質問は既に4回以上になっておりますので、発言を控えていただきたいと思います。

○13番（日下昭治） 答弁は求めません。まだ時間はありますから。

そういうことで、しっかり理解して徴収率を上げてほしいと、その辺を事務方にやっていただかなければ、なかなかできないわけでございますので、その辺をぜひお願いしたい。

それで次の質問にいきます。

次は中学校になってしまうわけですか、今度。一応中学校には答弁を求めなかったわけでございますけれども、先ほど木内議員の答弁の中で、かなり庶務課長、窮屈な答弁をされていたのではないかなというふうな理解をしたわけでございます。そのような形の中で、今後のグラウンドあるいは解体後の、施設はいいです。そのような施設、社会教育施設等に使われるわけでございますけれども、あれだけの土地を簡単に手放す手はないのではないかなという認識の中で、市長、庶務課長が苦しい答弁をされていたようですので、市長のお考えを

ぜひいただければと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 海上中学校の跡地の問題については、まだ検討をしておりませんものですから、これから前向きに検討をしたいと。できれば、市の活性化に役立てられるような形で利用をしたい。利用したいというのは、売却も含めての件になりますけれども、そういった形でしっかりと検討していきたい、そのように考えています。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 検討していないということでございますけれども、例えば当初計画であると、バックネット等の、先ほどの木内議員の話にもございましたようにバックネット、部室等の解体も入っておったのではないのかなと思います。しかし、その辺をまだ検討されていないということでは、その辺もまだ未定ということになるかと思いますが、今既に解体計画が入っておるということになると、その辺を含んだ解体計画なのか、含まない解体計画なのか、その辺も庶務課長、厳しいお答えになろうかと思いますが、お願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答えいたします。

解体につきましては、すべて予定はしております。しかしながら、先ほどのお話もございましたので、バックネットだとか部室、あるいは倉庫ですとかということについては、個別に今後十分に検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） あと4分ありますから、まだ最後できますね。

では、保育所のいろいろなニーズあるいはいろいろな形の中で、保育士はやはりかなり年齢が高くなっているというような話もございました。その中で、幾分か採用をしていくと。それは若返りの方策の一つだと思います。例えばこの間の新聞に出ておった全施設、これは厚生労働省が発表したもので、子どもケア、風邪ぎみ、アレルギー、障害のある子どものケアを図るために、2008年度から5年間で全国に1万1,200か所ある認可保育園のすべてに看護師を配置する方針を決めた。全国に1万1,600か所ある公立保育園についても、運営する市町村へ配置を促すと。その中で、もう既に2,000か所については看護師の手当てもされ

ておると。聞くところによると、当市内にある鶴巻保育所においてもそのような配置をされているというような話を聞いておるわけでございます。私立保育園であれば、多分そのような手厚い保護というか、助成措置が早くされているということですので、多分指定管理者になると、その扱いになるのかならないのか分かりませんが、もしその辺分かればお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 鶴巻保育園に関しましては、市全体の病後児の児童を預かっていただくような、そういう目的のもとに病後児保育という特別保育をやっていただいています。それで、今度鶴巻の保育園が自園方式でそれをしていくという、方向が少し変わってまいりましたので、病後児の保育につきましては、どこかほかの保育所で、市全体のそういう対応を考えなければならないという観点から、できれば干潟保育所に病後児の保育をお願いしたいなということで、今後、協定の中で詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 最後の質問になろうかと思いますが、まず、民間委託にするには当然運営費、いろいろな厳しさのために削減を目的と思っておるわけでございます。残った保育士がほかに異動すると、当然臨時保育士よりも、その分運営費は高くなってしまうのではないかなという認識をされておるわけでございますので、その辺を、今の方向としては、干潟保育所の結果を見てということのようでございますけれども、総合計画、アクションプランですか、その際には、干潟保育所を手始めにして、できれば前期くらいにかなりの保育所を民間委託というような方向とは、若干変わってきたのかなという認識をするわけでございますけれども、その辺、変わった範囲はいろいろあろうと思いますが、当時全く私の聞き違いなのか、その辺わかりませんが、その辺のものとして、今後は前期計画等においては、干潟保育所のみで改まった今後のそういった委託方法等に取り組む姿勢というのはいないということになろうかと思いますが、その辺を最後をお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は基本的に、民間でやれるものはできるだけ民間にお願いをしたいというのが基本です。ただ、この保育所の問題でありますけれども、こういった少子化の時代

に保育所の果たす役割というものは非常に大きなものがあるわけですし、そういった意味で、民間の柔軟な対応策というのはどういった形でやってくれるのか、そういったものも十分見きわめながら、そして、これから旭市で若いご夫婦にたくさん子どもを作ってもらおう上で、どういった形をとったら少子化のお手伝いができるのか、そういったものも十分に配慮をしながら民営化に取り組んでいきたい、そのように考えています。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時24分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。

質問は大きく分けて4点です。執行部の皆さんは、答弁に当たって漏れのないよう的確にお願いいたします。

まず初めに、第1点目の旭中央病院について質問させていただきます。

旭中央病院は私が言うまでもありませんが、診療圏人口100万人を擁し、伊藤市長が3月議会で答弁されているように、県にとってもなくてはならない病院になっていると思います。そして、さらに伊藤市長は、「もう既に旭市だけで背負い切れる病院ではないというのが率直な思いであります」と答弁しております。私も市長の考え方と全く同じ考えであります。

旭中央病院は市立病院であることは確かですが、財政規模、職員数など、どれをとっても母体である市を上回っています。これも、故諸橋先生をはじめとした病院関係者の功績のた

まものであり、市民も大変感謝をしていると思います。そして、我が旭中央病院の医療圏内にある本市以外の自治体や住民にとっても、旭市民とほとんど変わりなく医療サービスの提供が受けられ、感謝されていると思います。これは、健全な黒字経営のもとに病院の運営がされてきたことのあかしであり、この偉大な功績を継承することこそが我々に与えられた使命なのではないでしょうか。

現在の厳しい医療環境のもと、それに加えて社会経済の変化の中で、公営企業法全適とは言いながら、市立病院として運営することは多くの問題と課題が山積し、病院関係者職員のご苦労についてもいろいろ伺っておりますが、このようなときこそが腕の見せどころだと思います。これは言い過ぎかもしれませんが、年間10億円以上も国から市を通して、普通ではもらえませんよ。そして、税金を払わなければ、またなりません。誰に頼ることもなく、すべて自らの力量でかせがなければなりません。それだけに、皆さん以上に民間病院や開業医の経営はずっと厳しいと思います。

いろいろと申し上げましたが、中央病院の運営はそれほど重要で、一步経営を誤ると市と市民に重大な影響を及ぼす関係にあることから、私としても大変心配であります。私も市民から負託を受けている者の一人として、その責任の重大さを痛感し、再三にわたり一般質問を行っているわけであります。

それでは、病院の一つ目といたしまして、病院建設計画に伴う経営形態の考え方について、市長と病院事業管理者である病院長にお伺いいたします。

選択肢としては、現行の市立病院のまま継続、あるいは一部事務組合、指定管理者制度、国が行っている独立行政法人国立病院機構、これには千葉東病院、千葉医療センター、下総医療センター、下志津病院等がありますが、これと同様の地方行政独立法人、それからPFIの導入、完全な民営化等、六つくらいの選択肢があると思いますが、市長は、旭市だけで背負い切れる病院ではないという考えの中で、また、管理者である病院長は、自治体に管理された病院の経営管理は、今の時代において既にそぐわない。また、受け皿としての公営企業法全適、地方独立行政法人でも全く不十分で、病院独自で自由に経営管理ができるシステムが必要であるということを主張されております。それに加えて、他の病院との連携にも疑問を抱いております。

お二方の現状、そして将来をかんがえた中、また、建設計画が具体化している中での病院経営の形態と、それに対する考え方などをお伺いいたします。

次は、病院の二つ目として、病院建設計画の収支についてお伺いします。

近年、大きな公共事業は、事業の効率化、透明性の確保、行政による説明責任の遂行といった観点から、事業の必要性や有効性の評価、結果を行い、住民に公表しながら進められております。これらを踏まえなければ、大きな公共事業は当然大問題となって、白紙撤回や大幅な見直しがなされている例が多くあります。しかしながら、病院の再整備事業は317億円もの巨額の事業費を投じるにもかかわらず、昨年、病院事業管理者の交代により急ピッチで進められ、一部が新聞報道されましたが、検討委員会等によって十分検討されたものと思われませんが、透明性や公表などが見受けられません。

病院建設計画の収支については、今年の3月31日に株式会社横河建築設計事務所が作成した基本計画の中で最も重要な部分であります。6月の定例会で私の一般質問に対する答弁が余りにも不可解であったため、私はやめてしまいましたので、重複することがございましたらご容赦いただきたいと思います。

基本計画の事業性の中に収支計画らしきものが掲載されておりますが、どのようなメンバーの検討委員会などが何回開催され、どのような点に議論が集中したのか伺います。

また、事業評価をするために事業投資額に対してどれだけ社会的効果が得られるかという費用便益分析の方法として、一般的で最も使われているBバイC、これを算定し、事業の必要性や有効性の評価を住民に公表しながら、市立病院事業として進めるのが当然であると思うが、やらないのはどうしてなのか、特別な理由があるのかお伺いします。

また、公営企業会計は収益的収支で年間の営業面を資本的収支で建設的経費を行い、収益的収支と資本的収支を現金ベースで表現したものが資金計画となり、予算、決算ともに分けて計上しているわけであります。民間企業の会計は、収益的収支はあるが、資本的収支的なものを表現したものはないわけであります。民間企業は、収益的収支と資金面だけであります。議会議員に配られたこの計画書はダイジェスト版のようなものであり、具体的な積み上げの数値は別にあるものと思われませんが、病院は公営企業であるので、法に沿った3条、4条に分けて、数値的な表現で作成する必要があると思うが、法に基づかないのはなぜかお尋ねします。

これでは、6月の定例議会の答弁のように長年勤務している病院事務局も分からなくなってしまうのは当然であり、業者任せで事務局による精査もないようです。病院当局や市当局もよく理解できないので、今度は日本経済研究所に事業計画と収支計画の審査を依頼し、その報告書を議員に配り、権威ある財団法人の日研のお墨つきを得たので、たったの5か月でできてしまった基本設計を配布され、今度は実施設計の予算を組んでいなかったもので補正予

算を議会に提出しました。

こんな急ピッチで317億円もの巨額を投じて、市立病院の建設が行われるのは、全国的にも過去にも例はないと思います。早くても最低5年以上はかかると思います。それどころか、基本計画ではケース3まであった収支が、日本経済研究所の報告ではケース3－2が追加され、ケース3－1が基本計画のケース3ですが、報告書15ページと16ページの資金剰余累計が137億3,600万円、基本計画のケース3の資金剰余累計は127億2,200万円で一致していません。私の勘違いか誤りかお伺いします。

いずれにしても、日本経済研究所の報告書の16から17ページに記載のあるように、ケース3－1、ケース3－2にも問題点があるので、克服できるような方策をとらないと、赤字経営となって大変なことになるのは必至であります。また、日本経済研究所の報告書に書かれている内容からすると、先ほどのケース3－2を初め、医療情報システムの更新費用は、15億円が7億円にダウンし、医薬品にジェネリック品の活用などが登場してきています。日本経済研究所に審査を求めた基本計画と議員に配られた基本計画は異なっていませんが、どのように依頼したのか、理解できないので説明を願いたいと思います。

私は、市立病院ですので将来に取り返しのつかない事態を招かないように、もっと時間をかけて市民に公開、公表しながら、みんなで十分検討し、進めた方がよい方策が得られるのではないかと思います。市長の考えをお伺いします。

次に、病院の3つ目として、入札についてお伺いします。

病院の入札、契約については、人材派遣会社との契約例があるように、透明性がなく、どのように行われているのか全く分かりません。独自に行われているようですが、聞くところによれば、既に一般競争入札も導入しているようですが、どのような契約があり、どのように入札などを行い、年間どのくらいの契約額になるのかお伺いします。

宮崎県では、圧倒的に県民の支持を受けている東国原知事の入札契約制度改革が行われ、入札情報を県議会に定期的に報告するとともに、電子入札の全面導入に併せ、発注見直し、入札情報、入札結果、契約結果などのすべての入札契約情報を県民に分かりやすくするように工夫しながら、インターネットでも公開しています。病院も本体の市よりも予算規模が大きいので、公正、透明で競争性の高い入札、契約制度への改革を進めることによって、健全な財政運営が図られるのではないかと思います。今後の方針について伺います。

次に、大きな2番目として、市税と財産収入についてお尋ねをいたします。

まず、初めに収入状況についてお尋ねをいたします。

今、都市部と地方の経済格差の問題が大きな課題となっています。景気がよいよいと言われておりますが、好況感は全く感じられません。むしろ税金、公共料金、そして物価の値上がりで、生活が厳しくなっているという感じです。そのためかどうか、昨年度の決算において、市税、そして財産収入の一つであると思いますが、市営住宅等の滞納が悪化の一途をたどっています。そこで、これらの状況、それと県内で徴収率の一番よい、また一番悪い市町村と、その徴収率、そして我が旭市の位置づけ、それから、この近隣の市町村の徴収率と位置づけについてお尋ねをいたします。

2つ目として、滞納の主な原因について、どのようになっているのかお伺いします。

3つ目として、今後の対策、現状どのような取り組みをしているのか、その反省点を踏まえて、どのように今後の対策を検討しているのかお伺いします。

次に、大きな3番目として、行財政改革についてお尋ねします。

まず1点目は、現状の取り組みについてであります。

新生旭市誕生以来、2年が過ぎました。合併しなければ財政的に厳しい、そのためには合併して、行財政の効率化を図る以外ないということで、究極の選択肢が合併であったはずですが、しかし、合併ですべてが解決し、万々歳という感が否めません。行財政改革の現状の取り組みをどのように行っているのか伺います。

次に、2点目としましては、この2年間における実績と効果について、どのような効果があったのか、その辺をお尋ねします。

大きな4点目として、市の公債についてお伺いをします。

まず初めに、現状の公債金額と比率についてお尋ねします。

一般的には、比率が15%を超えると黄色信号、20%を超えると赤信号と言われ、一部の地方債の発行が制限されることになります。しかし、それに加えて平成18年度からは、起債制限比率に加え、実質公債比率という財政の健全度を示す指標も導入され、それに伴い起債は許可制から協議制になりました。しかし、協議は18%未満のみで、18%以上25%未満の団体は許可により発行、また、25%以上の団体は発行が制限されるようになりました。

我が旭市も公債比率が高くなっていると思いますが、現状の公債金額と実質公債比率、それと病院の200億円などを想定した中での最高時点での公債金額と実質公債費率と年度についてお伺いします。

2つ目として、病院建設計画に伴う市への影響について伺います。

病院の建設に伴う200億円の借り入れに伴い、今後の行財政運営においてどのような影響

が想定されるのか伺います。

3点目として、病院の借入金の責任について伺います。

病院の再整備事業が実施され、建設計画、収支計画が誤りであって、大赤字となり、借金の返済ができなくなった場合、その責任は誰にあるのか伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中央病院の再整備に伴う経営形態の考え方ということでございますけれども、高橋議員からもお話がございましたように、旭中央病院は公営企業法を全部適用の病院として、これまでも本当にすばらしい経営をして我々のために活躍をしてくれております。本当に心から感謝をしておるところであり、同時に中央病院には、これからもこのような形で、自分の足でしっかりと歩んでいていただきたい、そのように思っています。

ただ、中央病院の一番の特徴というのは、24時間の救急医療体制、しかも専門医が病院内の医師マンションあるいはすぐそばに住んでいて、そして、いつでも専門医で対応ができる、そのような形の救急医療をしいてくれているわけでありましてけれども、それだけに、先日の一般質問の中でも病院の方から答弁がありましたように、正直救急部門は、いわゆる赤字、不採算部門ということになっておるわけでありましてけれども、こういった形がしっかりとれているというのは、1つには、公立病院の特徴だろうと、そのように思っています。

完全に利益追求型の病院という形になってしまいますと、なかなかそういった不採算部門は手を出したくないというのが率直なところでありましょうから、こういった中央病院の持っているよさというのをこれからも生かせるような経営体にしていきたい、そして、できれば病院が自由に活躍ができるような形というのが一番いいだろうと、そのように考えております。そういったものを含めましても病院としっかり相談をしながら、検討をしていきたい、そのように考えております。

それから、もう1点、再整備の計画はもっと時間をかけて、市民の理解をいただきながら進めた方がよいのではないかとご質問でございましたけれども、この辺にしましては、中央病院が今再整備を考えておる病棟というのは、非常に古い病棟でありまして、そういった意味でも、拠点病院としては、それをしっかりと整備をして、そして災害等が起きたとき

には、拠点病院の持っている力というのを十二分に発揮をしていただかなければならないわけですから、私は、できるだけ早い段階で整備をするのがいいだろう、そして、病院側の方では、この件に関しては、もう十分時間をかけて検討をしてきてくれているようですから、病院の考えを尊重していきたい、そのように思います。

当然、先日も申し上げましたように、今回の議会で認めていただけたら、今度は私の仕事としては、県から国へ働きかけをさせていただいて、できるだけ多くの補助をいただいて、中央病院の経営がより一層楽になるように、そういった形で応援をしたい、そのように思っておりますし、現在でも病院だけの力で十分やれるという研究所の答えも出ているわけですから、それに補助金をちょうだいして、より一層健全な経営ができるように応援をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 再整備事業について、建築に伴う経営形態、考え方ということについて、まずお話ししたいと思います。

この再整備事業をやるに当たっての経営主体は、現状の形態である地方公営企業法全部適用した旭市立病院として、できるだけ早く再整備事業を着手したいと考えております。ただ、将来における病院の経営形態につきましては、今後の検討課題として認識しておる次第でございます。

それから、私の時代になって急にこの再整備計画が出たのではないかと、こういう話であります。これは既に前院長の時代から、この再整備計画につきましては、もう計画をしております。この時代に合った病院をつくろうと、このようなことで粛々と計画を進めてまいったわけでありまして、そして、ある程度形になったところで皆様にお知らせすると、ご検討いただくと、こういうようなことで出てきたものでございますので、私が急に進めたと、こういうわけではございません。

それから、やはり今やらなければいけないかと、こういうことでありますが、やはりゆっくり考えて、数年たって病院を作り変えようではないかと、こういうことではどうも遅過ぎるようでありまして、今、老朽化の問題、機能の問題、手術をしたくてもオペ室が足りませんし、病室も十分ではないと、老朽化して、機能的に使えない。検査も2週間も4週間もお待ちいただくと、このような状況もございます。そのようなことで、なるべく早くこの事業を進めたいと、このように考えております。

それから、その他につきましては、担当の者からお答えいたします。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それでは、私の方から入札の関係についてお答え申し上げます。

先ほど佐久間議員の方からも午前中ご質問があったわけでありまして、現在、病院としては契約の方法につきましては、法令、これは地方公営企業法という法律がありますが、その関係法令に基づきまして、競争入札または見積もり合わせによります随意契約で行っております。

具体的な平成18年度の契約状況でございますが、建築工事の関係では、件数と金額を申し上げます。それから、入札の種類をまた申し上げていきますので、建築工事関係では、まず件数が43件です。それから、金額にいたしまして9億1,900万円。その内訳でございますが、一般競争入札が2件、それから、指名競争入札が11件、随意契約が30件、それから、もう一つの方の契約の範疇では、医療機械等でありまして、これについては全体件数が116件、金額が18億4,100万円、また、契約の種類、内訳でございますが、一般競争入札が46件、指名競争入札が36件、それから、随意契約が34件でございます。

今後とも病院としては競争性、それから公開性の高い契約というものをどんどん進めていきたいというふうに考えております。

それから、公表についてでありますけれども、現在、入札結果については病院内の告示で公にしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私の方から数点ご報告いたします。

今回の収支計画で実際にどのようなメンバーで、どのようなことを何回くらい行ったのかということでありまして、やはりこちらの方は事務部が主体で、あと企画室の方と一緒にっております。回数ですけれども、大体週1回程度で、まとまりがつくまではそのような状況でありました。その内容ですけれども、もちろん事業性があるとか、そこら辺がメインでありました。

次に、必要性とか、ちょっと質問の内容が書き取れなかったんですが、おっしゃっていることは、支出して、それだけ収入があってペイできるかとか、そういうようなことだったと思うんですが、そちらの方は、収支結果で分かると思っております。

それから、その次に、議員おっしゃいました確かに現金ベースでというのがあ

れども、今回の資料はそれを集約したものであります。もちろん3条、収益的と資本的な方、資金計画的なものでやってありまして、そちらの方も法のとおりに作成してございます。

それから、以前のケース3と今回の3-1が内容的に違うのではないかなというようにことですが、確かにこれ少し精査しております。大きなところを申しますと、3-1では、収益的収支の方で収益に理論償還の分が含まれておりませんでした。市中銀行からの分も交付税で入ってくるという分が抜けておりまして、これが20億円くらいございましたので、3-1でそれを含めております。あと、資金計画の方で、自己資金でありますとか、資産減耗費、負担金交付金でありまして、差し引きで7億円増加しております。特に資産減耗費というのは費用に載るんですけれども、その内部留保というところで加算をしてございませんでした。

それから、情報システムを変えた件でございますけれども、おっしゃるように、前回は5年ごとに15億円ずつを支出していたんですけれども、今回の案では、新棟移設時には主にハード、機器の方を更新しようというようなものでありまして、未導入の部門システムでありますとか、既存システムの移設費だけを見込んでおります。

それから、次の日本経済研究所にどのような依頼をしたかというような、なぜということなんですけれども、やはりいろいろ大事なところでありますので、第三者の公正な評価というのをいただきたいというようなことで、こちらの方は、7月に入りまして契約をいたしました。7月7日契約で7月31日までというようなことで契約をしております。

私の方からは以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 私の方から、3番目の大きな項目の行財政改革につきまして答弁させていただきます。

先ほど市長、病院事業管理者の答弁の後に本来であればお答えすべきところでしたが、病院の流れを切り離さないために、ただいまご説明をさせていただくことといたしました。

行財政改革の現状の取り組みということでございますが、行財政改革は合併の大きな目的の一つでございます。平成18年3月に策定いたしました旭市行財政改革アクションプラン、これは平成17年度から21年度までの計画でございますが、それを指針に進めております。

アクションプランでは、市民と行政が手を携えて日本一住みよいまちを創造していく、そのための基盤づくりを3つのテーマを掲げて行うこととしております。1つ目が、市民が親しみやすく効率的で簡素な行政基盤、それから2つ目が、健全で持続可能な基盤整備、3つ

目が、市民との協働によるまちづくりでございます。それぞれのテーマにより推進項目を定めております。最初の市民が親しみやすく、効率的で簡素な行政基盤につきましては、組織機構の見直しなど41項目、それから、2番目の健全で持続可能な財政基盤につきましては、企業誘致活動の推進など35項目、それから、3番目の市民との協働によるまちづくりにつきましては、地区懇談会の開催など15項目の取り組みが掲げられております。

2年間経過をいたしました、目標達成に向けまして取り組みを実施しております。今年の2月14日に市民の代表者で構成する旭市行政改革推進委員会にご報告をさせていただきましたが、主なものについて、2番目の効果というような話でもありますので、実績を踏まえて申し述べます。

1点目ですが、組織の再配置、これについては、支所庁舎の有効活用の観点から、平成18年4月から農水産課や農業委員会を干潟支所、教育委員会を海上支所で配置する、また、飯岡支所の2階に市民ギャラリーを配置するなどの取り組みをいたしました。また、定員適正化計画に基づく定員管理としましては、平成17年度に策定しました定員適正化計画、新規採用を定年退職者の3分の1程度とする削減計画でございますが、そういったものに基づいて行っておりまして、平成18、19年度で削減目標の12名に対しまして、実績は38名でございました。計画数に対し26名の削減増となっております。一方、地域包括支援センターの設置に伴いまして、社会福祉職や平成20年度からスタートいたします市町村国保の特定健康診査、そういった保健指導のための管理栄養士など、新たな時代の要請に基づいた職員も必要となってきております。

そのほか、指定管理者制度の活用、これはこの議会でもいろいろな形で質問等もございますけれども、あさひ健康福祉センターや海上ふれあいサポートセンター、旭市福祉作業所、飯岡福祉センターなどにつきまして、平成18年度に導入をいたしまして、本議会には干潟保育所に係る指定管理者の件につきまして上程をさせていただいております。

そのほか、行政のホームページの充実というようなことで、私もつい最近見たのですが、旭市ホームページの中に旭市不審者情報の掲載というのがあるんですけども、旭市の不審者の情報サイトが9月4日にスタートしています。どこどこにどんな変な感じの人がいたとか、そういう情報が載っております。ごらんいただければありがたいと思いますが、こういった地道な部分もございますが、いろいろな取り組みをさせていただいております。

今後もアクションプランの進行管理につきましては、絶えず点検、チェックをいたしまして、実施に向けて努力してまいりたいと思います。

この後、個々の事業でご質問等がございましたら、担当課長の方からご説明をさせていただきますと思います。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、市税についてお答えいたします。

先ほど徴収率の順位についてお尋ねがありましたのでお答えします。

まず、徴収率については、これは平成18年度の36市の状況で申し上げます。

1番は袖ヶ浦市でございます。36市の一番最後が八街市で、旭市が29位で、お隣の銚子市が30位、匝瑳市が31位という状況であります。

徴収率でございますけれども、袖ヶ浦市が96.6%、八街市が76.7%、旭市が81.7%、銚子市が81.3%、匝瑳市が80.8%という状況であります。

次に、未収の原因ということでございますけれども、銚子市については平成18年度については81.7%と、対前年と比べ0.5%増となったわけでございますけれども、年々個人の所得の減少が続いていること、それで、納税者の方がそういう生活資金の資金力が悪化が出ているということで、民間資金にも手を出している傾向があるのかなと思っております。そういうのが大きな原因になってきているのだと思っております。それから、特に所得がございせんでも、先ほど申し上げましたが、固定資産税、これを持っている方については課税されると、そういうことで年々かなり厳しい状況になっていると考えております。

それから、現状を踏まえて今後の対策ということでございますけれども、まず、徴収率を上げるためには、現年課税分についてはなるべく徴収率を上げたいと。要するに新たな滞納者を増やさないようにするために、納期内納付の推奨、あるいは口座振替の推進、場合によっては延滞金を徴収すると。また、そういう納税についての周知を行うこと。こういうことも重要なことではないかと考えております。

次に、公平な徴収を行うために高額滞納者についての財産調査を行う。あと、資金力があるのに支払わない滞納者につきましては、差し押さえ等の滞納処分を行うということで、千葉県滞納整理推進機構も発足して、9月から開始しますので、その辺を中心に強力に推進していきたいというふうに考えております。

（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 滞納処分につきましては、国税徴収法に基づいてやっておりますので、まず財産調査をきちんとやっていかないと、滞納処分に入れませんので、その辺を重点

にやっていきたいと。また、なるべくそういう財産調査の成果により差し押さえ、実のあることにつなげていきたいなというふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、2番の市税と財産収入についての中で、市営住宅の使用料ということで申し上げさせていただきます。

まず、最初に収入の状況ということでございますけれども、市営住宅使用料の徴収状況につきましては、平成17年度の合併前の4月分から6月分を含めた現年度分の徴収率、これが84.22%でございました。それから、過年度分につきましては徴収率が8.85%、これに對しまして、平成18年度につきましては、現年度分の徴収率が83.26%で0.96ポイントほど減でございます。それから、過年度分につきましては徴収率13.85%ということで5.0ポイントの増となっております。

それから、2番目の未収の原因ということでございますけれども、市営住宅の場合は、どうしても低所得者のための住宅というところがございまして、どうしても収入を得づらい方が多いというような状況でございまして、なかなか徴収が難しい、結果的に徴収が難しいということでございます。

参考までに申し上げますと、実際424世帯のうち政策空き家とかいろいろありまして、平成18年度末では385世帯が入居していたわけですがけれども、所得の低い世帯、いわゆる収入階層で、旭市の方は料金が決まるんですけれども、課税所得が例えばゼロから12万3,000円までの方が83%を占めている。それから、そのうちでまた課税所得がゼロという方が50%を占めていると。こういう状況で、ちょっとあれなんですけれども、低所得者の方が対象ということだけに、また滞納もしやすいというような状況があるように思います。

それから、滞納の取り組みということでございますけれども、滞納者にそれぞれの滞納原因を把握しながら、長期及び高額滞納者、こういったものについては、連帯保証人の方あるいは親族の方等もご協力をいただきながら徴収してまいりたいなど。それから、比較的滞納期間が長い方もいるんですが、こういった方は夜間の徴収、あるいは日中の徴収ももちろんやっているんですけれども、そういった形で、これらをもっと強くやっていきたいなということで考えております。

先ほどの住宅関係ですけれども、ちょっと税と違いまして、他市の状況はちょっとつかんでおりませんので、申しわけございません。

それから、大きい4番でございまして、市の公債についてということで、現状の公

債金額、それからいつごろピークなんだということだと思います。平成18年度末の地方債現在高は、一般会計ベースで256億6,891万5,000円、それから、他会計を含めました市全体の総額ですと488億7,693万6,000円、こういう状況でございます。また、実質公債費比率につきましては、先般から申し上げておりますように、平成18年度で18.5%という形になっております。

それで、今後の見込みとピークということでございますけれども、今後の見込みといたしまして、一般会計ベースでは、ピークが平成26年度末くらいで約324億4,000万円程度と見込んでおります。これに一般会計と、それから中央病院とか公営企業を含めました全体の総額ということだと思いますけれども、この残高のピークは平成23年度末に約682億5,000万円程度になるかということで推測をいたしております。また、実質公債費比率のピークでございますけれども、これは残高のピークと公債費比率のピークが違ってまいります。これは据え置きがあったりということです。ですから残高のピークは平成23年度末ですけれども、実質公債費比率のピークは、これも先般の議会で申し上げましたように、平成27年度で21.1%になるものと推計をいたしております。

続きまして、次の（２）の病院建設計画に伴う市の影響というようなことでご質問でございます。病院建設に伴いまして、市に対してどのような影響があるのかということだと思いますけれども、まず、直接的なものとしたしましては、この事業の財源として中央病院が起こします地方債に対して、いわゆる元利償還金の2分の1というものが、これは地方公営企業上の繰り出し基準額となります。ですから借り入れが増えれば、この基準額が一応上がるということになります。

しかしながら、実際には病院との取り決めで、これも何回も申し上げておりますけれども、私どもの方は基準額ではなくて、地方交付税の中で措置されました額のみを繰り出すということになっております。したがって、病院建設をした場合、普通交付税に繰り出し基準額の45%程度の元利償還分が算入となるわけですが、今までのルールどおり、交付税の需要額に算入のあった額だけを出すというルールを守っていくということになれば、持ち出しはないということで影響はないということで考えております。

それから、また間接的な影響ということでございますけれども、これは今度公営企業を含めました市全体の公債費の状況を示す、もうご存じのとおり実質公債費比率ということが平成18年度分の数値から適用になるわけでございますけれども、平成18年度は、これも申し上げておりますように18.5%、これは18%を超えた団体につきましては、従前の協議団体から

許可団体、これは議員も申し上げられましたとおり、そういう形になります。今回の病院建設における収支計画によりまして算出しました実質公債率、先ほどこっと申し上げましたけれども、平成27年度がピークで21.1%ということで、先ほども申し上げました。実際に25%を過ぎますと、一般単独事業債というものが起債の制限を受けると。一応今の推計では、そこまではいかないということで、21.1%というようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 市長。

○市長（伊藤忠良） それでは私の方からもう1点、病院の借入金の責任という問題で答えをさせていただきたいと思います。

もう言うまでもなく、病院の場合には独立採算を原則とした地方公営企業でありますから、病院の経営の中で借入金については責任を持って支払っていただくというのが原則であります。そして、起債を起こすときには、当然将来の負担が伴っていくわけですから、借り入れる際には、公営企業においても一般会計と同様に議会の議決が必要となります。同時に県の許可も受けるわけですから、どうぞひとつ議員の皆さん方にもしっかりとしりをたたいていただきながら、経営に誤りがないように監督もお願いをさせていただきたいと思います。

この病院の将来の建設計画の償還計画等を拝見させていただきましたも、もうしっかりと検討を重ねておりますし、同時にチェック機関のチェックも受けておりますから、私は病院のこの計画を信頼させていただいておりますし、さらに病院側にとりましても、この計画がきちんと守れるように努力をお願いさせていただきたいと思います。

そういった意味で、病院の中で支払っていただくというのが原則な責任というふうに思います。

（「ちょっと議長、答弁漏れ。」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 病院の借り入れの責任の最終責任ですか。

市長。

○市長（伊藤忠良） 最終責任ということでありますけれども、正直どの企業で何をするにつけても、全くリスクを伴わないということはないわけですし、そういった意味で、今、こういった形できちんと計画をしながら仕事を進めていく段階で、私は最終的な責任はだれが持つんだという問題というのは、今、検討する必要はないのではないのかな、そう思います。

（発言する人あり）

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 最終的な責任ということで、非常に難しいんですけども、今はそういう想定はしていないんですけども、地方自治体でございますので、地方自治体が借りたお金は地方自治体が最後まで払うと、これはもう基本でございます。例えばこれから借りる金もそうなんですけれども、前市長の時代に借りたものも全部行政が引き継いで、これは返しています。これからも同じだと思います。将来的にも行政が責任を持って返していく、基本的にはそういうことだと思います。

（発言する人あり）

○議長（嶋田茂樹） 中央病院に伴う経営形態の考え方ですか、それが答弁になっていないと。ではその辺、市長。

○市長（伊藤忠良） 経営形態については、中央病院が独立してやっていけるような形がいいだろうとは思っていますけれども、どういった形でやるんだということは、まだ私の場合には検討をしておりませんから、それについてどういう形態ということは答えかねます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 先ほどお答えしたつもりです。これは今後の検討課題だということで、現在とはとにかくこのままで計画を進めていきたいと申し上げたわけであります。将来どうするかは、病院が考えるだけでは非常に僭越でありますので、市長あるいは議員の皆さん、あるいは今度の地域医療連携の皆さんのご意見をいろいろお伺いしながら決めていきたいなというふうに思っております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、再質問します。

この病院の形態、病院再整備事業の中では一番大きな問題になると思うわけですが、病院長は、先ほど私が申しましたように、今の公営企業全適では全くできない、やっていけないというような考えをお持ちなんです。そういう中で、ただこの経営形態については私が考えることではないと、市がというわけですが、ただ、市長はもうこれだけの大きな病院、到底やっていけないよということ、そういう中で旭市だけで背負うのは無理だと、背負い切れる病院でないということを言っておりますが、ただ、私はそれに対して、病院のことはよくわからないから院長にということを行っているわけですが、ただ公営企業全適ということは、市長が任命権者で、また罷免権者でもある。そういう中でみんな病院長に一切お任せしてあるわけです。それで病院長が病院経営の中で一番肌で感じたことの中でも、

公営企業全適でもやっていけないんだという話をしているわけです。また、市長もやっていけないという中で、317億円の大きな予算の中で200億円の借金をして、なぜやっていくのか私は不思議なんです。

そういう中で今回実施設計の補正が組まれています。一般であれば、私家が家を建てたかったら、とりあえず大工にこのぐらいの坪数で建てるとなれば、どのくらいかかるか聞いて、では大工が、例えば50坪であれば例えば2,000万円だと、そうすれば、私が1,000万円持っている中で、前に親が200万円か300万円出してやるよとなれば、当然親にも話をする。それで足りない分を銀行へ相談に行くわけです。それとこれは同じだと思うんです。結局今、基本計画ができた。基本計画ができたということは、とりあえず大工に相談に行ったと。それによって、今度はどういう金の工面をするかをやるわけです。しかし、それもやらないで、実施計画にすぐ行くと。こんなおかしいことはないと思うんです。やはり計画は確かに出していますよ。しかし、その計画の中でこういうふうに幾つもパターンを出しているわけです。実施計画、補正予算で組むとなれば、当然のこととしてもう金の工面をする。それから市長は、これで実施計画の補正が通ったら、県へ行きます、国へ行きます。これではまるっきり順序が違うと思うんです。

やはりびちっとした、もう基本計画は仮のあれですから、実施計画になったら、もうこれは出発したらすごくかかるわけですから、例えばそこで金の工面ができなかったりなんかしたら、その実施計画の金がみんな無駄金になってしまうわけです。ですから、やはりここは基本計画に沿った中で、やはりきちっと資金繰りはこうします、それから県との折衝、国との折衝の中でこれだけもらってきます、それからの実施計画で、私はいいじゃないかと思うんですが、その辺、どういうふうに市長はお考えなのか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 中央病院の経営体の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、まだ検討していないから、どういう形かということは言いかねますけれども、ただ中央病院そのものが、これまでもただの一度も赤字を出さずにきちんと歩んできている。そういったことを見ていただければわかりますように、もう病院が責任を持って歩んできているわけですから、そういった意味では、今すぐどうこうということを考えなくても、これはもう十分にやっていける。

私が中央病院を背負い切れないというのは、いわゆる医療圏人口100万人の大きな病院に

なって、市民のもうかかっている割合が3割と言えるような病院ですから、もっといろいろなところに中央病院の影響を与えているんですから、もっと大きな範囲で中央病院を担ってもらって、拠点病院として生かすというのが一番いいだろう、そう思っている話ですから、経営を心配をしているという問題だけではないわけであります。

もう一つ思いますのは、県へ行って補助金のようなものを先にもらってきて、それから実施計画だろうという話ですけれども、県に全然話も何もしていないという話ではないんです。県の方も、きちんとした計画ができ上がったら、それを持って相談に来いやということになっているわけですから、そういった意味でも実施計画ができ上がったら、県へ国へ全面的にお願いにも行く。そういう段階で、中央病院の経営だけでも十分やれるという見通しを立てているわけですから、その上にさらに補助金がいただければ、より安全な経営ができるということですから、私はそういった意味では何ら心配はしていないということです。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 要は今、中央病院の経営状況、5年前には約10億円あった利益が3億円、そういう中で、やはり病院長も公営企業全適ではできないかという話が出たのではないかと思います。

それとまた、今市長が実施計画が通ってからと言いますけれども、実施計画というのは、もう資金繰りができた中での正式な設計だと思うんです。ちょっと私と市長の認識のずれがあると思うんですが、やはりきちんとした資金計画を含めて、今、議員に説明されているのは、資金計画だってはっきりした資金計画、幾つかのパターンだけなんです。やはり実施計画を出すということになったら、きちんとした、これだけ県から出ますよ、それから財投からこれだけ借ります、足りないところは銀行ですよ、民間資金ですよ。それを出して議員にぴちっと説明した中で、実施計画を出すのが本当なんです。これでは資金計画も何もなくて、もし万が一実施計画を作りました。金のやりくりがつかなかったらどうするんですか。ちょっとこれは順序が違うと思うんです。

やはり、これでいろいろこの実施計画等について説明がありましたが、私は、はっきり言って何が何だか分からないのが現状です。ほかの議員の皆さん、全部十分理解していますけれども、私は全然分からないから今回質問しているわけです。そういう中で、ちょっとその辺は市長、順序が逆ではないですか。その辺もう一回ちょっとお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○**市長（伊藤忠良）** 資金計画については、病院の方でも十分やってくれていると思います。ですから、その辺は病院の方から答えていただきますけれども、そういった資金計画ができた上で、さらに今度はこれだけのいわゆる市民以外に大きな影響を与えている病院だから、補助金をちょうだいに行くということでもありますから、私は決して順序が逆だとは思っていません。

○**議長（嶋田茂樹）** 病院事業管理者。

○**病院事業管理者（吉田象二）** まず、先ほど来病院がもうこういう形態ではだめだということをどこかで表明したというふうなことを盛んにおっしゃっておりますが、これは院内報で私が病院の中向けに、一般論として今後の自治体病院のあるべき姿ということで、そのように述べているわけでありまして、今、うちもそうしなければいけないというふうには、一切言っておりません。それをまず、それがどうして高橋議員の方にいったか、それはよく分かりませんけれども、院内向けに出しておるわけであります。

それから、今、一般に自治体病院の補助金だとか、あるいは起債だとかというのは、ある程度形ができたものを役所の方に持っていかないと取りあっていただけません。やはりある程度の形ができて、そういう各方面の役所に行って、その話をしているわけであります。今回も既に内々にはそのような話をして、皆様にお示しした最悪のシナリオというものまでお示ししてございます。補助金がゼロで、それから起債の、財投の比率50%という、通常は普通あり得ない数字まで出して、それでもできますよ、ご安心くださいということでお出ししております。さらに、また信用できない方がいらっしゃるので、社会的に今、日本経済研究所、これは我が国で認められている一つのシンクタンクであります、これは自治体病院関係で非常に信頼のできるコンサルをやっているところではありますが、彼らも非常に堅実な計画であると、こういうお墨つきをいただいたわけありますので、その点はぜひ、一番皆さんも安心していただきたいし、私どもが一番安心しなければいけない。これで大丈夫だということやるわけありますので、ぜひその点をご理解いただきたいというふうに思っております。

○**議長（嶋田茂樹）** 高橋利彦議員。

○**21番（高橋利彦）** ただいま経営形態について、病院長は内部で出した資料だからということですが、それが本音だと思います。それがやはりこういう経営の経過の中で出てきた数字だと思うんです。

それと、またこれだけの病院計画の中で、実際旭市の住民が中央病院に行っているのは約

3割なんです。あとは他の市町村です。そういう中で、やはり市長は応分の負担を求める。この努力をする、これが市長が市民に負託された立場、また責任だと思います。そういう中で、また先ほど実施計画が云々と言いましたが、資金計画とかそういうものは実施計画の予算はないわけですね。実施計画というのは、極端に言えば設計なんです。金をどこから借りる、それは実施計画にはないわけです。実施計画を作るのであれば、そこまでのきちっとした、確定したものを議会に説明する。その上で実施計画を出すのが、私は本筋だと思います。

先ほど資金計画の答弁をされなかったんです、答えを出されていませんが、どういう資金計画でやるのか、その辺。

それから、病院長も内部のもので私がということですが、それが本当のことだと思います。それから、市長もそういう中で、各近隣市町村とどういう話し合いをしたのか、また、もし県・国と話し合いをしてあれば、その内容を具体的に答弁いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 近隣市町にどういう話をということでありますけれども、匝瑳市あるいは東庄町、銚子市、こういったところとは医療連携を進めております。そうした中で、市民が3割で外部が7割だから応分の負担をという話ですから、そういったことも一つは考えられますけれども、もう一つは、大勢の患者さんが来てくれるから、中央病院そのものがあれだけの医療器具を抱えて、拠点病院としてやっていけるということにもなるわけですから、そういった意味では、大勢のお客さんが来てくれるために、全国に誇れるような中央病院があるということもあるわけですから、単純に患者さんの面倒を見てやるんだから負担を出せというだけではないというふうに私は考えます。

ただ、そういった意味では周りの市町の市民、町民の皆さん方も、これだけの病院が近くにあるということで大変な安心度を持っている。それだけの世話にもなっているということで、当然県の方にも中央病院が再整備をするときには、ぜひひとつ助成をお願いしたいという話をしてございます。ですから、きちんとした計画ができれば、それを持って県の方、国の方へお願いにあがるという思いでいます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私の方からは資金計画でありますけれども、まず、1つは事業性を見るためにいろいろな想定をしております。当初見込んだものが財投資金の割合を変え

たもので、一番厳しいもので50、50を当初の案としたわけです。今回、日本経済研究所にお願いするのに、もう一つの案の方がいいということがあって、もう一つの案を作って、それも検証してもらっているわけです。それはこの再整備事業の事業性を見るためのものであると同時に、要するに今全体で317億円のうち自己資金が108億円ですから、209億円を起債でいくと。これも一つの資金計画ではあると思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、2番目の収支について、その辺も関係してきますからお尋ねします。

まず検討委員会、週1回くらい開かれていたということですが、何ら具体的なことしか答えられておりませんが、そういう中で、実際問題家を建てようと思って、それでまだ資金計画が全く立たないというのは、これは論外だと思います。

事務部長もそうでしょう、自分で家を建てるとき、資金計画もなくて設計屋に設計お願いしますか、大工にお願いしますか、最終的な。そうでしょう。そういう中で実施設計というものはそういうものでしょう。資金計画というのは、その事前のものでしょうか。

それとあと、自己資金100億円あると言いますが、自己資金の中でかなりの運転資金が必要だと思うんですが。運転資金が必要となれば、結局自己資金の中で運転資金を、それを建設に充ててしまったら、今度は運転資金が足りなくなってしまうわけですね。そうしたら、そういう資金の計画はどういうふうにしているのか。

それからまた、今では200億円しかないけれども、毎年かなり中央病院はいろいろな面で投資しているわけです。当然これからも今までのような投資がある中で果たしてどうなっていくのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 1点目の今回の資金計画、これは資金計画も含めてのものです。何年度には幾ら借りて、幾ら自己資金を使ったと、そういうようなものも実際の計算の方には含めてあります。

それと2点目なんですけれども、運転資金がないのではないかなというようなことでありますけれども、今回の計画ですけれども、まず、平成18年度末の資金残高、これが62億円ございましたけれども、これをスタートにしております。それで、運転資金も含めての計画となっております。

それで、事業費の総額317億円なんですけれども、このうちの108億円は内部留保ということで計算しておるんですけれども、この108億円ですけれども、一度に出るものではなくて、予定では、平成20年度の工事着工から24年度の再整備事業の終了までの4年間に使っていくものです。これらを含んだ資金計画ですけれども、基本的に事業費を負担する年度は、単年度では確かに一時的にマイナスになる年もございますけれども、先ほど言いましたように、累積資金がございますので不足になると、つまり底をついてしまうというようなところは1年ありません。というようなことで、今回3－2の方でお示ししましたところでは、平成37年度までには累積で126億円が見込まれておるといような状況です。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと補足をさせていただきますが、要はものをつくっていきますと、減価償却費というものが当然生まれます。それで、もちろん起債をして借金を返していくんですが、今のこの計画ですと、毎年の内部留保の方が大きいんです。ですから資金の面においては、確かに一時的に例えば建築をするときにお金を出しますので、そのときには確かに単年度では赤字になる場合がありますが、ただ、累積の資金がショートすることはない、そういう計画になっています。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中ですが、3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時50分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 非常に分かりにくい説明で申し訳ありませんでした。要は資金のところを、要するに全体317億円のうちの108億円は自己資金を充てますと。その自己資金が今は一体どうなっているんだという部分のお話だと思います。これについては、今、平成18年度末現在の手持ちの自己資金は62億円しかありません。では残りの46億円はどうするん

だという話になりますが、今のこの資金計画の中では、内部留保が生まれる額というのは当然計算してありまして、平成37年まで20年間に519億円の内部留保が生まれるという計算が手元にあります。ですから、この中から先ほどの不足する40数億円については充当していくと、そういうことで考えております。

お分かりでしょうか。

（「全然分からない」の声あり）

○**病院事務部長（伊藤敬典）** 本当はこの表をお配りして見ていただければ一番いいんですが、今、内部留保資金の見込みですと、減価償却費が平成18年から37年までの20年間に519億円生まれるという想定になっております。

（「減価償却費含めて」の声あり）

○**病院事務部長（伊藤敬典）** 減価償却費が519億円生まれるんです。それが内部留保資金で手元に残るんです。費用としては計上しますが、手元に残ります。このうちの一部を自己資金の方に充てるわけです。

以上でございます。

○**議長（嶋田茂樹）** 病院事務部長。

○**病院事務部長（伊藤敬典）** たくさん疑問があると思います。本当はこの表をお配りして見ていただくことが一番いいんですけれども、ここで内部留保資金、減価償却費等、それから年度ごとの元利償還額、この差が全部落としてあります。ですから、これを見ていただければ、何年度に資金が幾らあるかと、単年度ですね、それが分かりますので、これは後ほどお配りさせていただきたいと思います。

○**議長（嶋田茂樹）** 高橋利彦議員。

○**21番（高橋利彦）** 私もこの収支計画を見て、はっきり言ってがっかりしました。100数億円あると思いましたが、たった60億円、それをこれから発生する利益、つまりとらぬタヌキの皮算用で病院建設をするというのが、私は実態だと思います。それとともに、先ほど7億円云々と、病院にしたら7億円、10億円というのは何という金、本当のはした金というのが私の実感でございまして、この収支計画、私はもう何とも言いません。

そういう中で、あと入札の問題でございしますが、入札いろいろあるわけですが、大分一般が多くなったようでございしますが、今年ですか、託児所の入札がありましたが、それはどういう入札を行ったのか、また、この基本設計、この入札はどういう形で行ったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えする前に、先ほど高橋議員がとらぬタヌキの皮算用で利益とおっしゃいましたが、これは内部留保ですから、必ず生まれるものですから、これはとらぬタヌキではありません。

それでは、院内保育所の関係でございますが、病院の院内保育所は看護師確保のための一環の事業として、24時間保育が可能な施設として7月から運営を開始しております。その運営委託を株式会社コティというところに委託をしております。この業者選定についての今お尋ねでありますけれども、これにつきましては、4月に一般公募によりまして参加者を募りました。4社から応募がありました。それで、その4社それぞれから企画の提案を受けまして、要はプレゼンテーションを受けまして、院内の選定委員会で5月に業者を決めております。その後、6月初めに、親会社のコムスンの問題が新聞報道されまして、そこで初めて病院としても分かったわけでありまして、まず病院としては、コティに対しまして今後の業務遂行に問題がないか、文書での回答を求めました。その回答を踏まえまして、病院としては顧問弁護士にも相談をいたしました。委託業務そのものに支障がなければ、契約を継続することは問題ないという弁護士の回答でありましたので、現在もこのコティに委託をしております。

あと基本設計については、これはいろいろな経緯がございまして、実際には平成15年から16年にかけて数社から、これも提案型で公募をして、これはちょっと前回の6月議会でもお答えしたことがありましたけれども、これは病院の建築設計に定評のある大手7社を指名いたしまして、それで平成15年6月から16年3月にかけて7社からプレゼンテーションを受けております。その後、平成16年5月17日に外部の有識者、これは自治体病院の施設センターの設計部長であります、その方を加えて、提出されました図面、それから資料を検討して、そこで3社に絞っております。さらに平成16年9月14日でありますが、この日に学識経験者、広島国際大学の教授であります、この1名を加えて病院内部の審査会で総合的に評価をして、3社から横河建築設計事務所を選定しておりまして、この横河建築設計事務所に平成17年度にマスタープラン、18年度に基本計画書、それから19年、今年に入ってからでありますけれども、基本設計の委託をしております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても入札問題、かなり不透明な場面がありますので、

公平な入札制度、その辺をお願いしたいと思います。

それから、あと今度は市税の問題でございますが、先ほど徴収率等をお聞きしたわけですが、旭市は下から数えた方が早いという中で、主な原因を聞きましたら所得の減少ということでございますが、そういう中で取り組み、どのようにということですが、これがかなり抽象的でございますが、税というのは、これは特に今回三位一体改革の中で、今まで所得税として納めたものを国から交付税としてもらったんですが、今度は市町村民税に変わったわけですね。そうしますと、この徴収率が悪いということは、旭市の財政にかなり響くと思うんです。交付金であれば、交付税であれば黙っていても入ってくるけれども、これはかなり響くと思うわけです。そうすると、これは税の公平の問題、それから税収が減るということは住民福祉、インフラ整備を含めてかなりこれから支障を起こすと思うんです。特にいつも建設課長いじめられておりますが、この税金をきちっと回収していれば、建設課長、黙っていたって皆さん方の要望にこたえられるんです。そういう中では、この税収を上げること、これに努力してもらいたいと思います。

特に公務員法にあるわけです。公務員法には服務規定で、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げると、こういう1項がある。旭市の条例もそれに準用したのがあると思うんです。皆さん方は税を賦課するだけでなく、回収する義務があるわけです。そのために頑張ってもらいたいと思います。それがまた皆さん方が給料をもらっている源ですから。

それと同時に、また今滞納整理機構ですか、こういうものが出ましたけれども、なぜ今まで市でそれをやらなかったのか。これは皆さん方怠慢だと思うんです。企業でも同じです。長年培ったノウハウがあるから、今企業があるわけです。それと同じで、皆さん方だってノウハウがあるわけです。そういう中で、なぜ人に頼ってやらなければならないのか。自分らでそのくらいのノウハウを持って当然なんです。

それとともに、また行政というのはかなり優遇されているわけです。例えば税金だって、裁判をやらなくても取れるわけです。そういう優遇されている中で、皆さんただ黙っていて、振り替えだ、それから相談に来てくれと言ったって、だれも来ないですよ。そう思いませんか。後でその答えをよくいただきたいと思いますが、そういう中で、まして今の徴収率、旭市が、2割、一般企業で未収金をつくったら普通倒産ですよ。そういう中で、皆さんどういうふうを考えているのか、ひとつ地方公務員法の服務規定を含めてご答弁いただきます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 徴収の取り組みについて具体的な内容が少なかったということで、再度またお答えします。

まず、現在月2回の夜間の納税窓口を実施しております。また、年5回の休日納税窓口の実施、あるいは年3回の休日徴収の実施も行っております。

それから、税源移譲による徴収率の低下で起こる影響ということですが、確かに高橋議員おっしゃるように、税収が不足すれば、その財源については市税につながる。基準財政収入額の方で算定されます。確かにそれについては、徴収率がよいのにこしたことはないということでございます。

それから、千葉県滞納整理機構の関係でございますけれども、これは、今何かということですが、今回この税源移譲による住民税の負担が上がってきたということで、県の方も市民税と県民税と一緒に徴収しますので、この徴収が悪いと県の方に入る金も少なくなるということで、これは県の方と市と共同歩調でもって徴収することで、36市町村全部が加入してつくったものであります。

それから、徴収率につきましては確かにこの地域、徴収率がかなり悪いと。収入状況の構造的なものとしまして、特に市民税につきましては特別徴収の割合が都市部と比べて低いと。この辺についても構造的に徴収率が低下するような原因となっているのではないかと考えております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それから、この国保税もかなり悪くなっていますが、国保税なんか徴収率が悪いと国からの補助金等のペナルティーがあるでしょう。だからそういう中で、かなり今度は税収が上がらない、補助金も来ないと、そういう問題もあるわけです。そういう中で、その辺を含めてどういうペナルティーがあるのか、その金額がどのくらいになるのか、もし分かればお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 高橋議員の国保税の徴収率の関係でペナルティーということのご質問でございますけれども、国保財政の中では市町村間の不均衡を調整するため、国から交付される国庫支出金でございます財政調整交付金というのがございます。その財政調整交

付金の交付に当たりまして、徴収率、例えばこれは段階的になっておるんですけれども、例えば旭市の場合是一般の被保険者数が2万8,000人でございますので、その段階で見ますと、徴収率でございますけれども、今、88.9%くらいでございますので、その中で見ますと減額率として7%、これは前年度の徴収率が対象になりますけれども、7%という形で減額されてございます。

以上でございます。

（「金額は」の声あり）

○**保険年金課長（増田富雄）** 金額でございますか。平成18年度決算額でよろしいでしょうか。平成18年度決算額で見ますと3,340万円でございます。

（「じゃほかの税は」の声あり）

○**議長（嶋田茂樹）** 税務課長。

○**税務課長（野口徳和）** そのほかでは国の制度によるようなペナルティーはございません。

○**議長（嶋田茂樹）** 高橋利彦議員。

○**21番（高橋利彦）** いずれにしても、行政というのは税金で賄われているわけです。また、その税金によって皆さんは給料をもらって生活しているわけでございますので、その辺を十分踏まえた中で、これから税の徴収に当たっていただきたいと思います。

次に、市の公債比率の問題でございますが、先ほどお聞きしましたから、これにつきましては、できれば18%以下、協議の中で今後の行政運営ができるように努力していただきたいと思います。

それから、病院の借り入れの責任の問題でございますが、先ほど答弁いただきました。それは、私も十分知っております。これは自治法の中では誰も責任を持たなくてもいい。しかし、万が一旭市が破綻した場合、誰が責任を持つのか。これは市が持つということですが、結果的には、市民がその負担を負わなくてはならないわけです。そういう中で、病院の再整備、これは十分慎重に慎重を期してやっていただきたいと思うわけです。

我々この問題、病院の再整備はよく分かりませんが、市長は先般の東総用水ですか、この借り入れの保証の件につきましては、私は万が一には個人的な保証ですから、その保証をした皆さん方で持たなければならないから理事もおります。そして、保証もやりませんということで、理事をおやめになったわけでございますが、個人保証であればやらない。それで、今度は例えば病院の再整備、最終的には責任を持たなくてもいいから、これを強行に推し進めるんだと。

私の考えとしては、皆さん方が本当に強行におやりになるのなら、自治法ではそれは保証する義務はありませんけれども、個々に任意に保証されたら、これは問題ないから保証されたいのではないかと思うわけでございます。そういう中で市長のご見解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 先般の個人保証の問題は、私は理事をおりとかおりないとかという問題ではなくて、こういった問題で個人保証をするというのはおかしいという話をした問題でして、そういったことで反対したわけで、理事をおりとかおりないとかという話はしていません。

それで、今度の病院の問題でありますけれども、病院の問題は、先ほどから言っているように何度も病院で検討をして、もう十分これでやれるというちゃんとしたシミュレーションを立ててものをやっているわけでありまして。これまで中央病院が、これだけの旭市民にとって本当に病院の恩恵に預かることができるような形というのは、病院の皆さん方がしっかりと努力をした結果、同時に大勢の皆さん方が患者さんとして中央病院に来てくれる。それを受けて、中央病院もこれだけの全国有数の拠点病院として活躍をしてくれているわけでありまして。同時に、これまでもいろいろな意味で、すべての面で先取りでものをやってきた。それが今年度なんか大勢の先生方に認められて、研修医が大勢中央病院で研修してくれるように申し入れてきているわけです。本当に中央病院が旭市に及ぼしてくれている医療の面だけでなく、経済面まで含めて、これほど大きな影響を与えてくれている病院というのを、これを本当に大事にみんなで育て上げていかなければ、これがあるから今の旭市があるわけですから、そんな意味でも、みんなでひとつこの病院の計画を押し上げて、そしてより一層医療の拠点として中央病院が頑張れるように私は努力をさせてもらいたい、そのように思っています。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私は中央病院の建設については大賛成なんです。しかし、全くコンセンサスもなく、ただ建設ありきの中で、また、私も全然理解できない中で質問しているわけです。ほかの議員の皆さん方は十分理解しているから問題ないと思いますが、私が理解できないからやっているわけでございまして、いずれにしても、この中央病院の再整備計画ですか、これについては慎重の上にも慎重を期した中で、私は自分の意思も決めていかなければ

ればならないと思っているわけでございます。

そういう中で、皆さん方絶対市民にこのツケは回さないように、皆さん方は旭の市民でございませんで、最終的な負担は負わなくていいわけですね。全部が全部とは言いませんが、やはり最終的には、夕張市のように一番困るのは市でもなく住民なんです。その辺を十分踏まえた中で、この中央病院の建設の再整備を進めていっていただきたいと思います。

私は以上で終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（４番 伊藤房代 登壇）

○４番（伊藤房代） 議席番号４番、伊藤房代でございます。

平成19年第３回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて３点の質問をさせていただきます。

１点目、福祉について、２点目、防災について、３点目、防犯について質問いたします。まず１点目、福祉について。

（１）健康診断バスの巡回について。

老人医療費の改定により70歳以上の医療費が３割負担となりました。医療費がかかるようになり、病院にかかる人の数が減り、早期に治療すれば治る脳卒中やがんの死亡率が高いと聞いています。

平成17年度千葉県下保険者別１人当たりの総医療費の比較を見ますと、千葉県国民健康保険団体連合会が平成19年３月に発行した平成18年度版国民健康保険の概況から抜粋した資料によりますと、旭市は千葉県下56市町村のうち保険者別１人当たりの総医療費が２番目に安いことが分かりました。医療費が高いところは死亡率が少ない傾向にあると聞いています。その防止のためには、日ごろの健康診断バスの回数を増やすとか、市独自で診断バスを持って、細かいところまで入り込むとか、検診バスの稼働数を増やすことはできないのでしょうか。

現在、65歳以上の人口が１万5,498人、そのうち検診バスの受診者5,335人という数字が平

成18年度の統計で出ております。高齢者のみならず、成人病検診、乳がん検診とか若い人たちも無料で受け早期に病気を発見し、早期に治療が受けられ、人口の減少化を防ぐように努力することを考えてはいかがでしょうか質問します。

2、地域ホスピタルについて。

1、集会所、コミュニティ施設などで医者、看護師、栄養士の派遣について。

(1)で質問をいたしました、それでもひとり暮らしや家族にも検診バスまで送ってもらえない高齢者や、本人が検診が怖いと思う人もいると考えます。その人たちも地域の集会とか、お茶飲み会や老人会には集会所には足を運びます。その会合の何か月に一度でも、お医者さんや看護師、また相談員が集会に参加して質問コーナーを設けて、血圧測定や集まっている高齢者や皆さんから日ごろ自分の体で気になっていること、例えば手がしびれるとか、ひざの関節が痛いとか、目が見えにくいとか、身近な質問から受け、助言をしてあげて、大変な病気も早く気づくことができるのではないのでしょうか。

一地域に1軒でも病院、医院などが、看護師もいるかと考えます。夜の集会や昼の集会の短時間でも設けると、手遅れにならずに済むのではないのでしょうか。旭市としても医師会に声をかけ、応援をお願いすることはできないのでしょうか。また、その合間に栄養士さんとか保健師さんの出張相談も考えることができないかどうか質問します。

2、防災について。

1、地震の予知について。

10月より震度5以上の地震について、地震の予知をラジオ、テレビで予知するという事です。気象庁より電波にて放送されるのですが、素早く正確な対応が必要です。南米のペルーでは、中心部の建物で133人が生き埋めとなって死亡しました。また、5階建ての1階から2階がつぶれ、犠牲者は下敷きのまま数はわからないが、生存の可能性はゼロ、外国人がいるかもしれないといい、政府の公式集計では死者513人、負傷者1,090人と発表、今後、まだ増えそうとのことでした。また、刑務所も完全に倒れ、受刑者500人近くも逃走し、今も行方不明で、夜は特に怖いと住民が語っているとありました。

建物が倒壊する地震とは、やはり震度5以上だと考えます。気象庁より直接旭市役所に報告があるのではなく、千葉県へ来て、沿岸一帯とか銚子沖とか太平洋地域とかで、旭沖とかという身近な言葉がないので、避難するにも時間がかかるのではないかと考えます。正しい情報をすばやく伝えられるように、日ごろから取り組んでいるのでしょうか質問します。

津波の情報についても同じです。質問します。

3、防犯について質問いたします。

1、旭市の小学生に携帯電話を持たせているのかどうか。

全国的に小学生に携帯電話を持たせている地域があると聞いておりますが、旭市では、小学生に在る場所、歩いているところが親に分かるという携帯電話を持たせているのか質問いたします。持たせているとすれば、どの程度の情報のものが入っているのか質問します。

2、近年、携帯電話の悪用、また児童売春とか携帯サイトの仲間で殺人を平気で起こすという事件が起こっています。顔が見えない、声分からない、メールで仲間を募る、名前も男か女か偽名を使い、偽装、例えば男、女とするとか、一番問題になっています。

私の友人の携帯にも大変破廉恥なメールが1日に2件は入っていると言っていました。我が旭市としても、広報とか市長談とか、学校でも正しい携帯の使い方など、また、だまされないように呼びかけることはできないのでしょうか、質問します。

先日、テレビで携帯のメールでメル友になった友人と東京で待ち合わせをしている中学生の放送がありました。待ち合わせは渋谷ハチ公前とだけで、どんな人が来るか不安げな様子でした。しかし、来たメル友は女の子で、初めて会って趣味等も一緒に話が弾み、食堂で一緒に食事をして別れたところが放映されました。しかし、私はほっとした反面、そのメル友が男性だったり、変なことに誘う友だったらと思うとぞっとする放送でした。

携帯もメールも本当に便利なものですが、一歩間違えると犯罪も起こしかねません。家庭でも学校でも、旭市としても、だまされない強い市民になるよう訴え続けたいと考えますが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私の方から大きな1番の福祉についてお答えさせていただきます。

最初に1番目、健康診断バスの巡回について。健康診断バスを購入して、巡回して検診をしてはどうかということでございますけれども、自己導入による各種検診に必要なスタッフとしては、基本健康診査ではバス1台に医師1人、検査技師2人、これは心電図と眼底検査がでございます。看護師が3人、大型バス運転手1人と。がん検診につきましてはバス5台に医師2人、放射線技師及び検査技師6人、大型バス運転手5人が必要となります。

経費としましては、検診車が1台、約5,000万円、これが6台ほど必要になります。全部

で3億円になります。これが5年耐用年数とした場合、年6,000万円となります。人件費ですが、医師、技師、看護師、大型バス運転手としまして計18人、年額約1億1,600万円、その他検査費用が約7,000万円、平成18年度の実績1億5,500万円、委託料でございますけれども、比較しますと9,100万円が増えることになります。

それと、検診の所要日数でございますけれども、旭市の行政区は154区ございますので、各地区を項目ごとに検診した場合には924日必要となり、1年ではとても終わりません。また、集会所周辺の状況によっても、検診車が入れないところもあると思われます。

以上のことから、経費的にも日数的にも、また会場面でも非常に無理があらうかと思いますので、自己導入による地区ごとの検診は無理だと思われます。

続きまして、(2)の地域ホスピタルでございますけれども、集会所、コミュニティ施設等で医師、看護師、栄養士の派遣についてということでございますけれども、地区の集会所、コミュニティ施設等での健康教育、健康相談については、地区からのご要望に基づき、保健師、管理栄養士等を派遣して現在行っておるところでございます。平成18年度の実施回数は36回で、延べ882人の方が参加されました。

ご質問のありました行政区ごとに月1回ないし2か月に1回の健康教育、健康相談を実施することになると、保健師、管理栄養士は健康教育、健康相談のほかに、先ほども申し上げました基本健康診査とか各種がん検診、健康づくり教室等の事業に従事しているため、全行政区154区を定期的に健康教育、健康相談を実施することは困難と思われます。

今後は、さらに地区の要望を受け、市民の健康づくりの推進に向け、健康教育、健康相談事業等の充実に努めていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 消防長。

○消防長（佐藤真一） まず初めに、地震の予知について少し触れたいと思います。

地震の予知とは、地震の発生時間、発生場所、そして大きさを地震の発生前に判断することができることと、そのように考えておりますが、これについては、数千年の昔からいろいろな形で実験したり、それから研究したりやっつけられましたけれども、これについては、いまだに地震予知については実現がされておられません。

一般には地震の発生を事前に正確に予知することは、これはとても困難なこととされておりまして、何月何日の何時に、どこでどの程度の規模の地震が発生するといった範囲の予知を科学的な根拠をもとに提示するということは、少なくとも現時点では不可能ではないかと

思っております。そして、現在日本で唯一予知が可能であるとされます東海地震でも、必ずしも予知ができるとは限らないと思っております。今後も一日も早く地震予知ができるようになることを願うものであります。

地震情報について、現在、私どもの消防本部で実施している状況につきましては、気象庁の地震火山部発表後、千葉県の消防地震防災課から県防災情報システムにより、県防災行政無線でこの情報を受けまして、そして震度4以上の地震に対しましては、直ちに市の防災行政無線、これは今、旧市町ごとに全部違うんですけれども、そして本署の指令課、そして各分署、これを個々に駆使しまして、一斉に市民に情報伝達をして、そしてさらにメールの配信によって注意等を促しております。

そしてまた、この情報ですけれども、県だけではなくて、県から来るのは大体気象庁が発表後、2分半後です、旭市の方が受けるのは。大体気象庁が発表するのは、今の段階では地震が発生してから約2分、そして県が受けるのが発生から2分半後、それが今までのデータとなっております。そして、さらに銚子气象台から入るのが、大体5分後で入ってきます。地震の場合あるいは津波の場合には、できる限り早い情報を流すというのが、これが一番大切だと考えております。

そしてまた、津波情報につきましても、地震情報と同様に防災行政無線を使用しまして、旭地区及び飯岡地区に一斉に情報を伝達あるいはメールにて送信、そしてさらに、消防車両にて海岸一帯の警戒広報、これらを実施しておるのが現状であります。

そして、先ほど木内議員の質問で総務課長が答えましたけれども、また重複するかもしれませんが、気象庁では地震発生後、早い段階での地震情報の伝達を平成18年8月1日から、防災機関及び報道機関に実施してきたんですけれども、本年度さらに一般の方々に早い情報を伝達するということで、この10月1日から緊急地震速報にて情報の提供が開始される予定であります。そしてまた、テレビの関係では、NHKではテレビとラジオで、気象庁から震度5弱以上の発表がなされた場合には全国放送をすると、そういうことになっております。

地震につきましては、とにかく地震は唐突にやってくるものと、これを十分理解しながら、それに対する日々の備えが一番大切ではなかろうかと考えております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、3点目の防犯についてのご質問にお答えいたします。

1点目の旭市の小学生に携帯電話を持たせているかどうかのご質問ですが、現在、旭市の小学生が学校に携帯電話を所持することを許可している小学校はございません。しかし、市内15小学校のうち保護者からの要望や家庭の事情、保護者の仕事の関係など、やむを得ない理由がある場合などについては、一部許可をしている学校はあります。

このように学校では携帯電話を学校に所持することについては、原則として許可はしていません。また、小学生が所持している携帯電話は、主に子どもの学校や塾、習い事などの送迎のために持たせているものでありまして、携帯電話に入っている情報は、親や保護者の電話番号及びメールアドレスなどが主なものであります。

教育委員会としましては、こうした状況を踏まえ、各小学校の置かれた状況や事態に沿って、各学校の生徒指導の方針や地域性及び保護者の要望などにかんがみ、適切に対応していくよう指導していきたいと考えております。

続いて、2点目の正しい携帯電話の使用についてのご質問ですが、携帯電話の使用については、市内の小学校では原則的に学校での所持を許可していないことから、これまで携帯電話だけを取り上げて、その使用方法やマナーなどについての指導はほとんど行われておりません。しかし、パソコンや携帯電話に係る犯罪や事件、事故が数多く発生している現状から、学校では情報教育や学習指導において、パソコンの基本的な使用方法やインターネットなどの使用についてを中心として、情報モラルについての指導をし、さらに携帯電話の使用方法についても指導しているところであります。

そこで、教育委員会としましては、これまでの情報教育、パソコン学習の時間を利用し、携帯電話の正しい使い方、マナーなどについても指導の徹底を図り、児童の携帯電話などに係る事故防止及び犯罪防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 福祉のところの（2）のところの現在栄養士さん、また保健師さんの出張相談ということで、36日で822名の方が相談ということなんですけれども、どういうところで例えば相談とか、ちょっともう少し詳しく教えていただけましたらと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 集会所等へ出張して、要望があった場合にはやっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 今後、目標として例えば36日で822名ですけれども、もっと積極的にこちらの方から、呼ばれたらではなく、もっと積極的に行くという部分での計画というものはございますでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 先ほどの答弁にもございましたように、検診とかいろいろ、検診だけやってやりっ放しではなくて、その後保健指導などもやっておりますので、日数的に、定期的というのは非常に厳しいものがございます。また、人を集めて定期的というのはなかなか難しいと思われますので、地区から要望があれば、なるべくそれはもう優先的に、これから健康相談の方は実施させていただきたいと。これが本来の健康管理課の職務ですので、その点については、今後はどんどん回数はふやす努力はしていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ありがとうございます。今後とも早期発見、早期治療に努めていただきたいと思います。

それからあと、防犯のところなんですけれども、正しい携帯電話の使用についてということで、ちょっと市長の方からご意見をお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 私も正直言って小学生に携帯を持たせるという思いはありませんで、地区の皆さん方全員にお願いをして、子どもたちの安全をひとつ守っていただきたい、そういったお願いをさせていただいております。

ただ、今のように携帯を使っていろいろな犯罪が引き起こされているということを見るにつけても、小学生の高学年あたりになったら、少しそういったこともきちんとした注意をしていかなければならないのかなと、そんなふうには考えております。

また、教育長とも相談をしながら、そういった面で必要があれば、それに応じてきちんとした指導ができるように努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） これは提案なんですけれども、本当に旭市としても広報とか、また、市

長談とか、また学校でも正しい携帯の使い方などを本当に訴え続けていくことが大事ではないかなというふうに思います。やはり起きてからでは間に合わないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時38分